

地方財政の諸課題について



総務省

平成28年10月
総務省自治財政局調整課
理事官 君塚 明宏

目 次

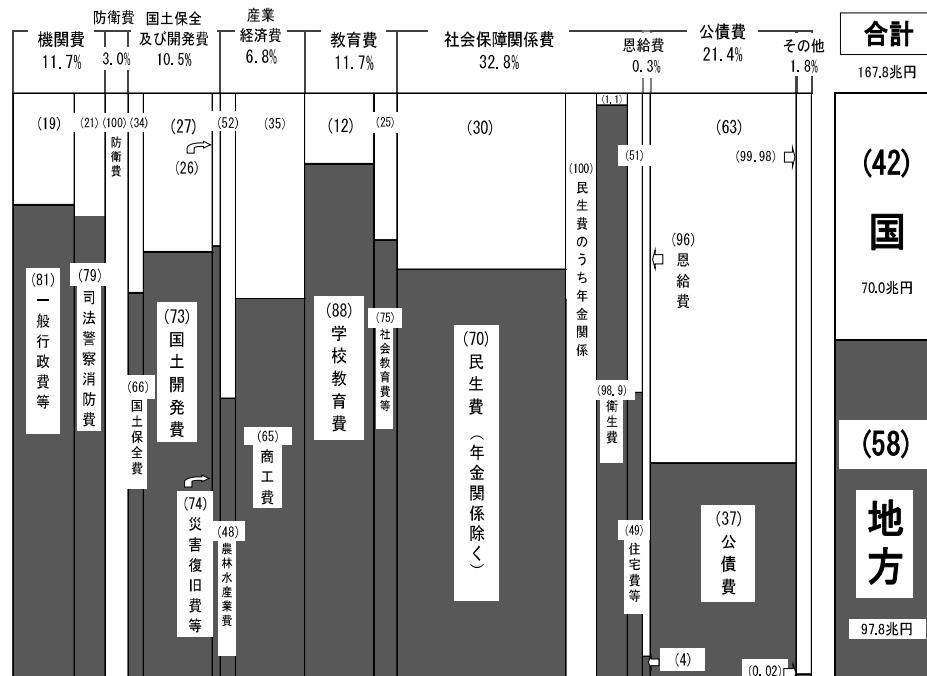
1. 国家財政と地方財政の調整	1
2. 平成29年度概算要求について（地方財政の課題）	22
3. 平成29年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）	28
4. 未来への投資を実現する経済対策	31
5. 「一億総活躍社会」の実現に向けた取組	34
6. 幼児教育の無償化について	42
7. 平成28年度における社会保障の充実	46
8. 医療・介護提供体制及び医療費の適正化	49
9. 国民健康保険制度改革	56
10. 整備新幹線	60
11. 森林吸収源対策等	64
12. 老朽化対策	67

1 . 国家財政と地方財政の調整

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

- 国と地方の役割分担（平成26年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞

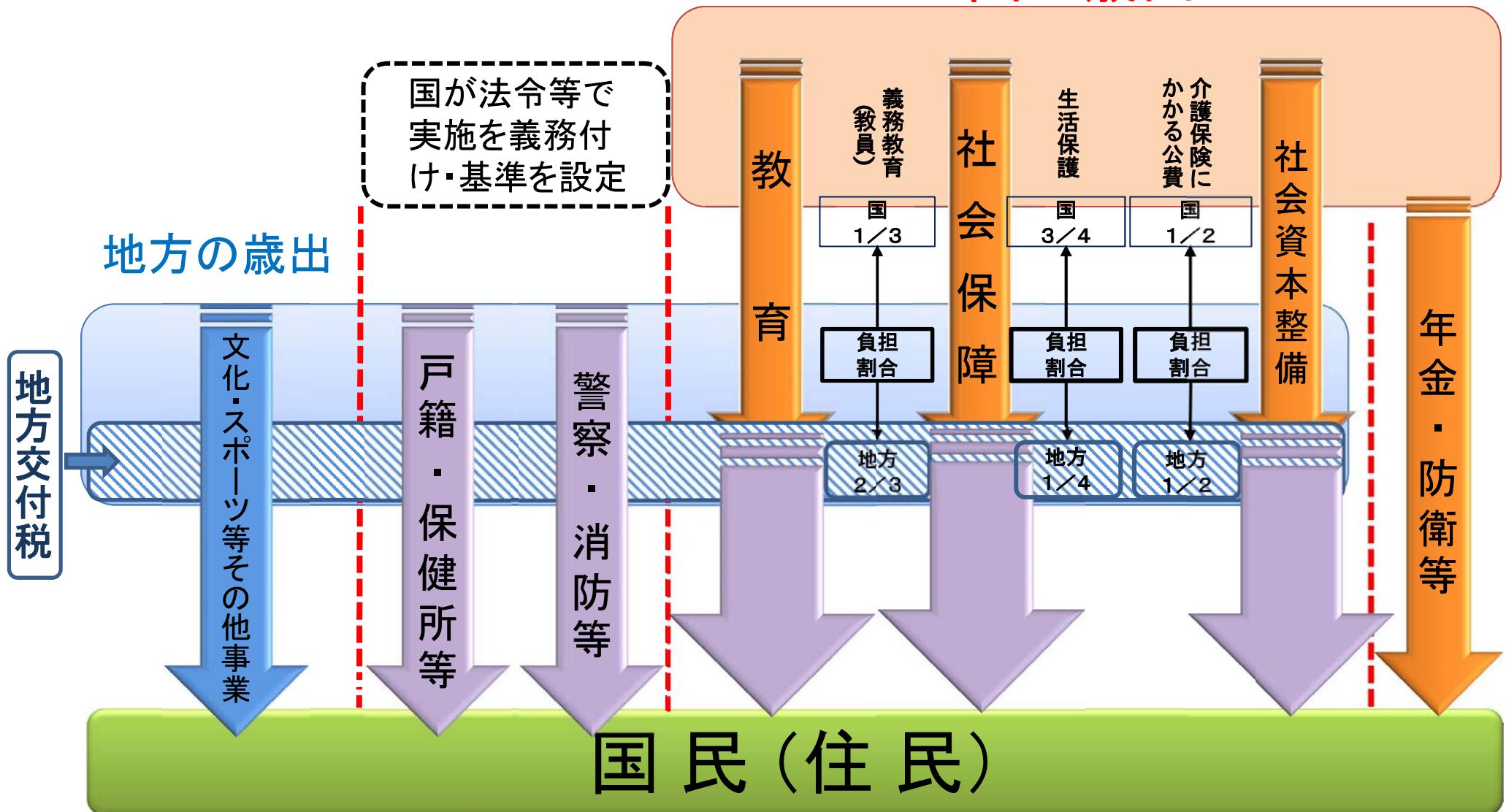


国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	<input type="checkbox"/> 高速自動車道 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 一級河川	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 私学助成（大学）	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 医師等免許 <input type="checkbox"/> 医薬品許可免許	<input type="checkbox"/> 防衛 <input type="checkbox"/> 外交 <input type="checkbox"/> 通貨
道府県	<input type="checkbox"/> 国道（国管理以外） <input type="checkbox"/> 都道府県道 <input type="checkbox"/> 一級河川（国管理以外） <input type="checkbox"/> 二級河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 市街化区域、調整区域決定	<input type="checkbox"/> 高等学校・特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小・中学校教員の給与・人事 <input type="checkbox"/> 私学助成（幼～高） <input type="checkbox"/> 公立大学（特定の県）	<input type="checkbox"/> 生活保護（町村の区域） <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 職業訓練
市町村	<input type="checkbox"/> 都市計画等（用途地域、都市施設） <input type="checkbox"/> 市町村道 <input type="checkbox"/> 準用河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/> 小・中学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 生活保護（市の区域） <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> ごみ・し尿処理 <input type="checkbox"/> 保健所（特定の市）	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 消防

国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）

国の歳出



※国・地方の負担割合は法律上の負担割合

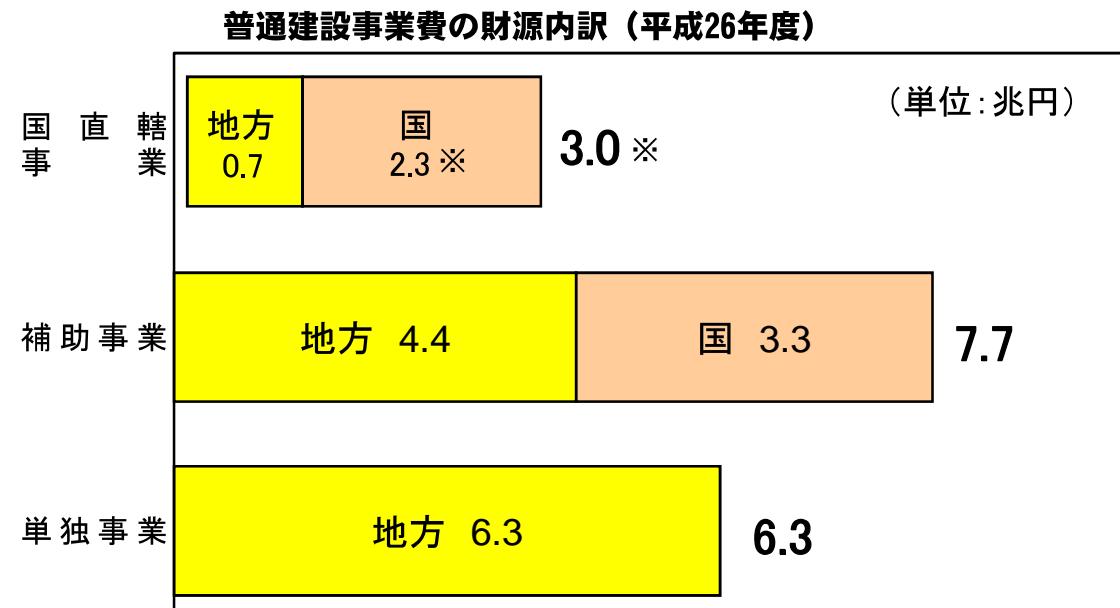
公共投資の役割分担

- 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施

役割分担(例)

国	高速自動車道 国道 一級河川
都道府県	国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 公営住宅
市町村	都市計画等 市町村道 準用河川 公営住宅 下水道

平成26年度決算額



(資料)「平成26年度地方公共団体普通会計決算の概要」(平成27年11月)より
 (※)国直轄事業のうち国負担額2.3兆円は、平成26年度地方財政計画における
 国庫負担額を基に推計。

直轄事業 … 国がみずから事業の主体として行う事業
 (受益者負担として地方が経費の一部を負担(直轄負担金))

補助事業 … 地方の行う事業で、国家的な利害にも関連する事業について国が経費の一部を負担

単独事業 … 地方が単独で行う事業

教育の役割分担

- 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。

役割分担(例)

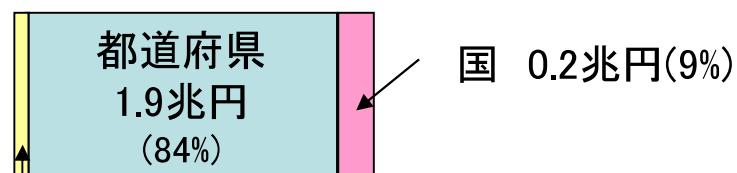
国	大学 私学助成 小・中学校教員の給与の1／3を負担
都道府県	高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事 私学助成(幼稚園～高校) 公立大学(特定の県)
市町村	小・中学校

平成26年度決算額

小・中学校(7.7兆円)

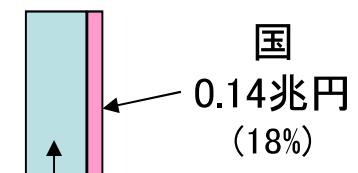


高等学校(2.3兆円)



市町村 0.2兆円 (7%)

私立高校・私立幼稚園等(0.79兆円)



都道府県 0.65兆円 (82%)

社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 保育・介護・医療：主として市町村の役割

役割分担

国	年金	・年金給付に関する事務
	保育	・保育所の運営 <small>都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援</small>
地方	市町村	・介護保険事業の運営 <small>都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援</small>
	医療 (※1)	・国民健康保険事業の運営 ^(※2) <small>都道府県：国民健康保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：医療制度の立案、財政支援</small>

※1 医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。
 ※2 平成30年度から、都道府県が財政運営責任主体となる新制度へ移行

平成26年度決算額

年金 10.7兆円 ※ 国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分

国 10.7兆円 (100%)

介護 4.9兆円

市町村	都道府県	国
1.4兆円 (29%)	1.3兆円 (27%)	2.2兆円 (44%)

医療(例:国民健康保険) 5.0兆円

市町村	都道府県	国
0.5兆円 (10%)	1.1兆円 (22%)	3.4兆円 (68%)

※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

治安等の役割分担

- 防衛：国の役割
- 警察：都道府県の役割
- 消防：市町村の役割

役割分担

国	防衛	•自衛隊の管理・運営 •外国軍隊の駐留に伴う事務
都道府県	警察	•犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕 •交通の取締
		国：警察制度の立案、都道府県に対する財政支援
地方	消防	•火災現場等での火災の鎮圧 •地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除
		都道府県：市町村等の災害対策の支援及び総合調整 国：消防制度の立案、市町村に対する財政支援

平成26年度決算額

防衛 5.1兆円

国 5.1兆円
(100%)

警察 3.5兆円

都道府県 3.2兆円
(90%)

国 0.3兆円 (10%)

消防 2.7兆円

市町村 2.5兆円 (91%)

都道府県 0.2兆円 (8%)
<東京のみ都が実施>

国 0.02兆円 (1%)

※ 都道府県及び市町村の金額は、国庫支出金を除いた数値である。

地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入:超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出:国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- 国庫補助関連事業(約32.1兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画(平成28年度)【85兆7,593億円】 (単位:億円)

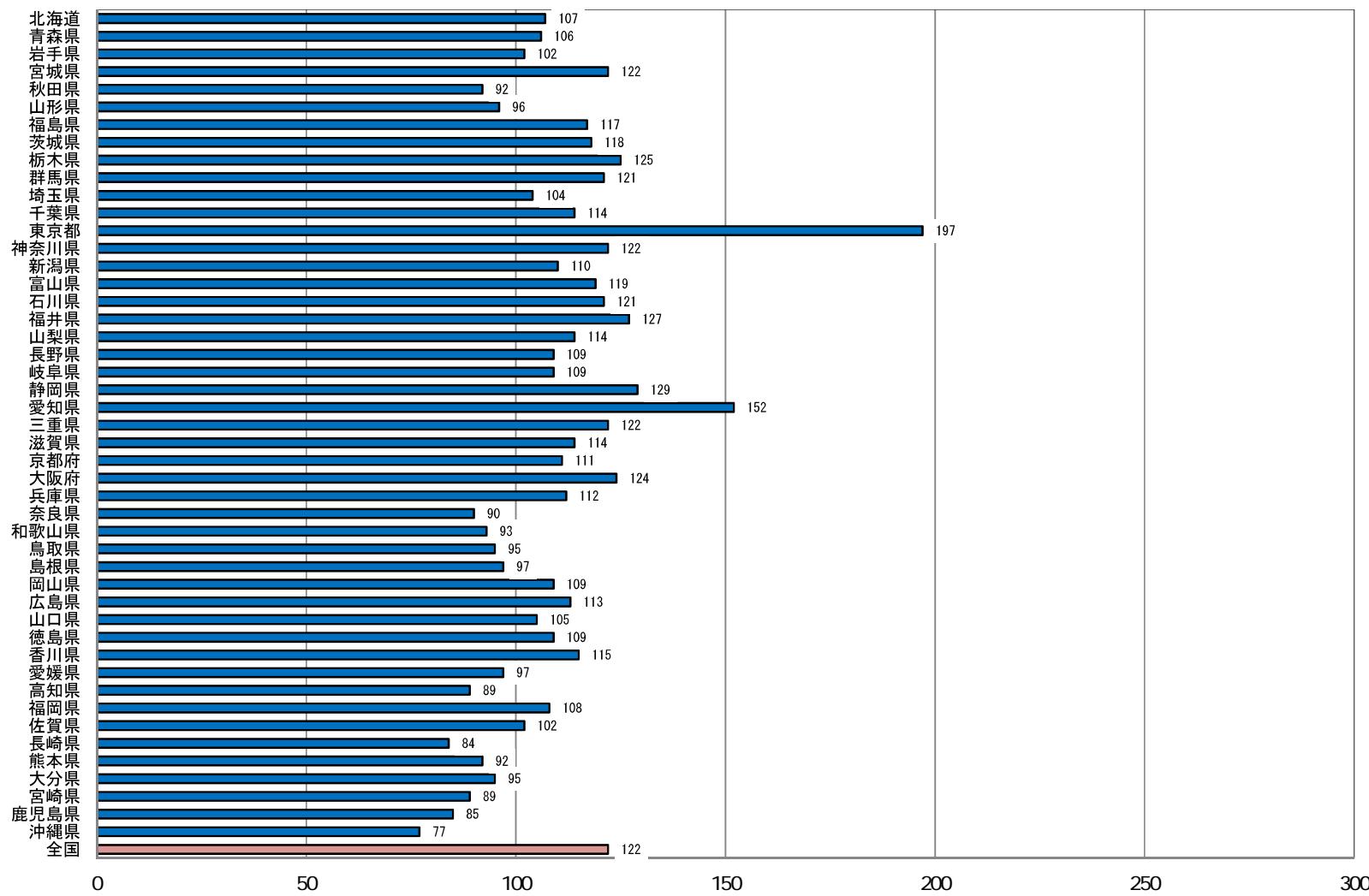
補助等 単独 直轄事業負担金 補助 単独	57.3% 42.7% 5.1% 46.4% 48.5%	給与関係経費 一般行政経費 地域経済基盤強化・雇用等対策費 投資的絏費 公債費 公営企業操出金 その他	補 助 56,464 203,274 190,004 357,931 4,450 112,046 128,051 25,143 26,698	國 費 15,543	小中学校教職員等 地方警察官 21,150 消防職員 12,240 高校教職員 17,108 ※ 公営企業等会計部門職員除く
				地 方 費 40,921	地 方 費 50,498 ←
				地 方 費 96,312	ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等
				國 費 85,289	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援 等
				地 方 費 104,715	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
				國の事業団等への出資金等 1,821	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など
				地 方 費 138,553	都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業
				地 方 費	
				地 方 費	
				地 方 費	
				直轄事業負担金 5,677	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校など
				國 費 26,343	(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、 道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や 補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する 事業も含まれる。
				地 方 費 25,685	
				地 方 費	
				企業債の元利償還に係るもの 15,905	上下水道、病院(高度医療等)等
				上 記 以 外 9,238	
				地 方 費	

都道府県の税源偏在の状況

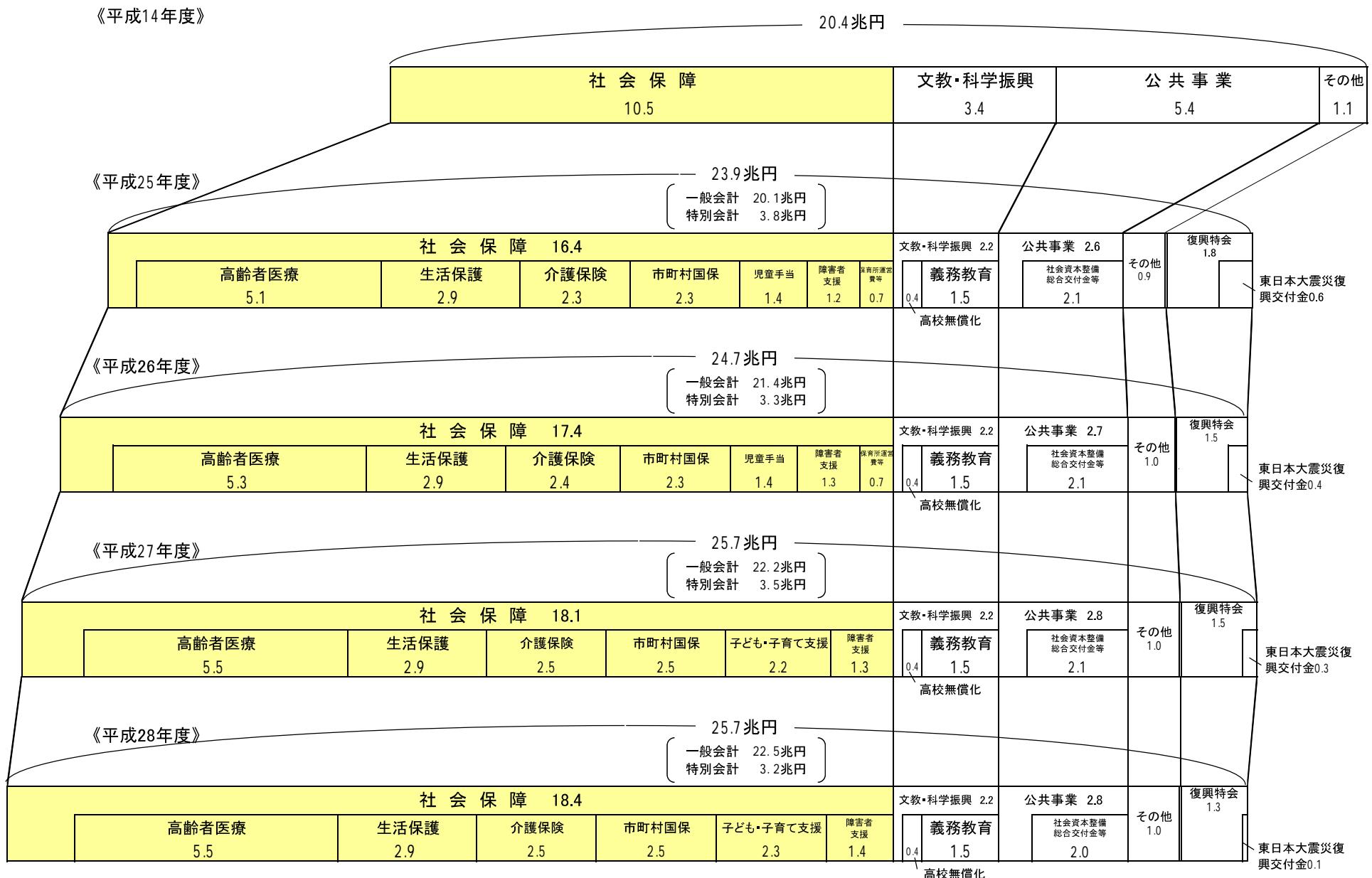
- 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成26年度では、人口一人当たり税額でみると東京の19.7万円に対し、沖縄県は7.7万円と2.6倍の格差が生じている。

平成26年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



地方向け補助金等の全体の姿



地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民
 にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の
固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%

特別交付税＝交付税総額の 6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

普通交付税の算定方法

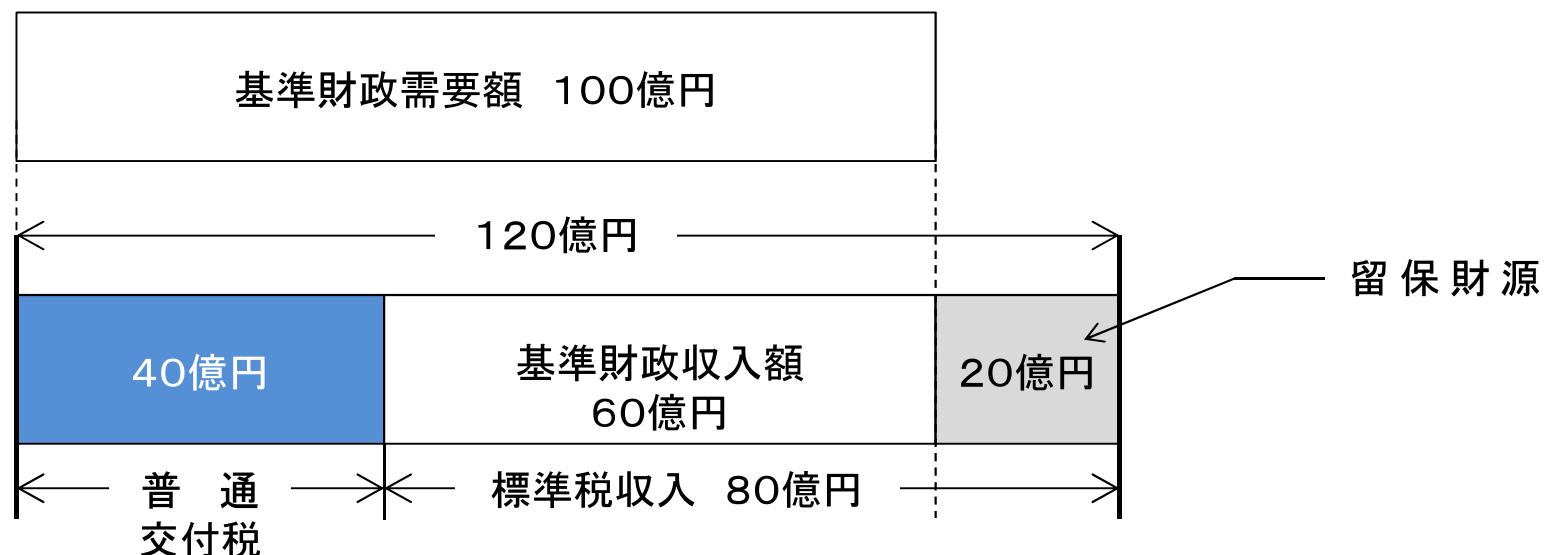
普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付

- 基準財政需要額 = 各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額
 単位費用(単価) × 測定単位(国勢調査人口等) × 補正係数

（
 人口規模や
 人口密度による
 コスト差等を反映
）

- 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 75%(譲与税については100%)

- 算定例



普通交付税の算定項目と測定単位（平成28年度）

14

【道府県分】

項目	測定単位	単位費用(円)
一 警 察 費	警 察 職 員 数	8,403,000
二 土木費	道 路 の 面 積	146,000
	道 路 の 延 長	1,972,000
	河 川 の 延 長	175,000
	港 湾 の 係 留 施 設 の 延 長	28,100
	外 郭 施 設 の 延 長	6,300
	漁 港 の 係 留 施 設 の 延 長	10,700
	外 郭 施 設 の 延 長	6,040
	人 口	1,420
	教 職 員 数	6,210,000
	教 職 員 数	6,253,000
三 教育費	教 職 員 数	6,599,000
	生 徒 数	56,600
	教 職 員 数	6,102,000
	学 級 数	2,074,000
	人 口	2,110
	公 立 大 学 等 学 生 数	212,000
	私 立 学 校 等 生 徒 数	282,700
	町 村 部 人 口	9,310
	人 口	14,100
	人 口	14,800
四 厚生労働費	6 5 歳 以 上 人 口	53,500
	7 5 歳 以 上 人 口	103,000
	人 口	461
	農 家 数	113,000
	公 有 以 外 の 林 野 の 面 積	5,000
五 経済費	公 有 林 野 の 面 積	15,200
	水 産 業 者 数	335,000
	人 口	2,010
	世 帯 数	6,020
六 総務費	恩 給 受 給 権 者 数	1,079,000
	人 口	636
	人 口	790
七 地域経済・雇用等対策費	人 口	950
八 地域の元気創造事業費	人 口	1,700
九 人口減少等特別対策事業費	人 口	10,390
包括算定経費	面 積	1,234,000

【市町村分】

項目	測定単位	単位費用(円)
一 消 防 費	人 口	11,300
二 土木費	道 路 の 面 積	75,200
	道 路 の 延 長	193,000
	港 湾 の 係 留 施 設 の 延 長	26,600
	外 郭 施 設 の 延 長	6,300
	漁 港 の 係 留 施 設 の 延 長	10,700
	外 郭 施 設 の 延 長	4,400
	都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口
	人 口	957
	都 市 公 園 費	都 市 公 園 の 面 積
	人 口	531
三 教育費	下 水 道 費	人 口
	人 口	94
	其 他 の 土 木 費	人 口
	児 童 数	43,100
	学 級 数	828,000
	学 校 数	9,181,000
三 教育費	中 学 校 費	生 徒 数
	学 級 数	1,010,000
	学 校 数	8,778,000
	高 等 学 校 費	教 職 員 数
	生 徒 数	70,300
四 厚生費	其 他 の 教 育 費	人 口
	幼 稚 園 等 の 小 学 校 就 学 前 子 猩 の 数	360,000
	生 活 保 護 費	市 部 人 口
	人 口	9,520
	社 会 福 祉 費	人 口
五 経済費	保 健 衛 生 費	人 口
	6 5 歳 以 上 人 口	70,900
	7 5 歳 以 上 人 口	90,600
	清 掃 費	人 口
	农 业 行 政 贻	农 家 数
六 総務費	林 野 行 政 贻	林 業 及 び 水 产 業 の 従 業 者 数
	商 工 行 政 贻	人 口
	徵 稅 費	世 带 数
七 地域経済・雇用等対策費	户 籍 住 民 基 本 台 帳 費	户 籍 数
	地 域 振 興 費	世 带 数
	人 口	2,160
	人 口	1,910
	面 積	1,043,000
八 地域の元気創造事業費	人 口	740
	人 口	2,530
	人 口	3,400
九 人口減少等特別対策事業費	人 口	19,080
	面 積	2,437,000
包括算定経費	人 口	10,390
包括算定経費	面 積	1,234,000

平成28年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- 一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保
- 地方税が增收となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

<u>一般財源総額</u>	61.7兆円（+0.1兆円、前年度 61.5兆円）
---------------	---------------------------

<u>一般財源総額（水準超経費除き）</u>	60.2兆円（+0.1兆円、同 60.2兆円）
------------------------	-------------------------

・ 地方税	38.7兆円（+1.2兆円、前年度37.5兆円）
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.6兆円（▲0.2兆円、同 2.8兆円）
・ 地方交付税	16.7兆円（▲0.1兆円、同 16.8兆円）
・ 臨時財政対策債	3.8兆円（▲0.7兆円、同 4.5兆円）

(2) 重点課題対応分の創設等

- 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分として地方財政計画の歳出に計上

<u>重点課題対応分</u>	0.25兆円
----------------	--------

・ 自治体情報システム構造改革推進事業	0.15兆円
・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	0.05兆円
・ 森林吸収源対策等の推進	0.05兆円

- まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保
- 公共施設等の老朽化対策のための経費を充実（+0.15兆円）

平成28年度地方財政計画のポイント②

(3) 地方財政の健全化

- ・ 地方税・地方譲与税等が大きく伸び（ $\text{28}41.3\text{兆円}$ 、 $+1.0\text{兆円}$ ）、リーマンショック以前の水準にまで回復
- ・ これに伴い、折半対象財源不足が大幅に減少し（ $\text{28}0.5\text{兆円}$ 、 $\Delta 2.4\text{兆円}$ ）、臨時財政対策債の発行も大幅に抑制（ $\text{28}3.8\text{兆円}$ 、 $\Delta 0.7\text{兆円}$ ）。特会借入金も着実に償還（ $\text{28}0.4\text{兆円}$ ）。
- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠については、必要な歳出を0.4兆円確保した上で、同額を減額。別枠加算（ $\text{27}0.23\text{兆円}$ ）についても、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保（ $\text{28}0.5\text{兆円}$ ）

平成28年度地方財政計画のポイント③

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
	地方交付税	16.7	16.8	▲0.1	▲0.3
	国庫支出金	13.2	13.1	0.1	1.1
	地方債	8.9	9.5	▲0.6	▲6.7
	臨時財政対策債	3.8	4.5	▲0.7	▲16.3
	臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
	その他	5.7	5.6	0.1	1.4
	計	85.8	85.3	0.5	0.6
一般財源総額		61.7	61.5	0.1	0.2
(水準超経費除き) 「一般財源」		60.2	60.2	0.1	0.1

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

区分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	35.8	35.1	0.7	2.1
	うち 補助分	19.0	18.5	0.5	2.4
	うち 単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分	0.3	-	0.3	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲0.4	▲47.3
	公債費	12.8	13.0	▲0.1	▲1.1
	維持補修費	1.2	1.2	0.1	5.1
	投資的経費	11.2	11.0	0.2	1.9
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等最適化事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
	その他	4.0	3.9	0.0	1.1
計		85.8	85.3	0.5	0.6

平成28年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 85.8兆円 (85.3兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 35.8 (35.1) <small>うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(1.0) うち 重点課題対応分 0.3(-)</small>	地域経済基盤強化等対策費 0.4 (0.8)	投資的経費 11.2 (11.0)	公債費 12.8 (13.0)	その他 5.2 (5.1)
--------------------------	--------------------------	--	---------------------------	-------------------------	-----------------------	---------------------

歳入
85.8兆円
(85.3兆円)

国庫支出金 13.2 (13.1)	地方債等 10.9 (10.6)
-------------------------	------------------------

地方税・地方譲与税等
41.2
(40.3)

臨時財政対策債 (償元還利分) 3.5 (3.1)	地方交付税 16.7 (16.8)	臨時財政対策加算 0.3 (1.5)
	※ 別枠加算は廃止 - (0.2)	臨時財政対策債 折半分 0.3 (1.5)

※()内は平成27年度当初の数値

地方一般財源総額 ⑧61.7兆円(⑦61.5兆円)

<参考>折半対象財源不足額 ⑧0.5兆円(⑦2.9兆円)

臨時財政対策債発行額 ⑧3.8兆円(⑦4.5兆円)

経済財政運営と改革の基本方針2015（改革工程について）（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安^{*}に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3]地方行財政改革・分野横断的な取組等

これまで地方においても様々な改革努力を行ってきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

その際、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組む必要がある。そのため、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある。

(時間軸)

地方自治体の歳出改革・効率化の取組の加速のための仕組み構築や官民連携による優良事例の創出・全国展開など主要な改革については、2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2021年度(平成33年度)までをめどに、国において政府情報システムのクラウド化と運用コスト低減(3割減)を目指す。ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(地方行財政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

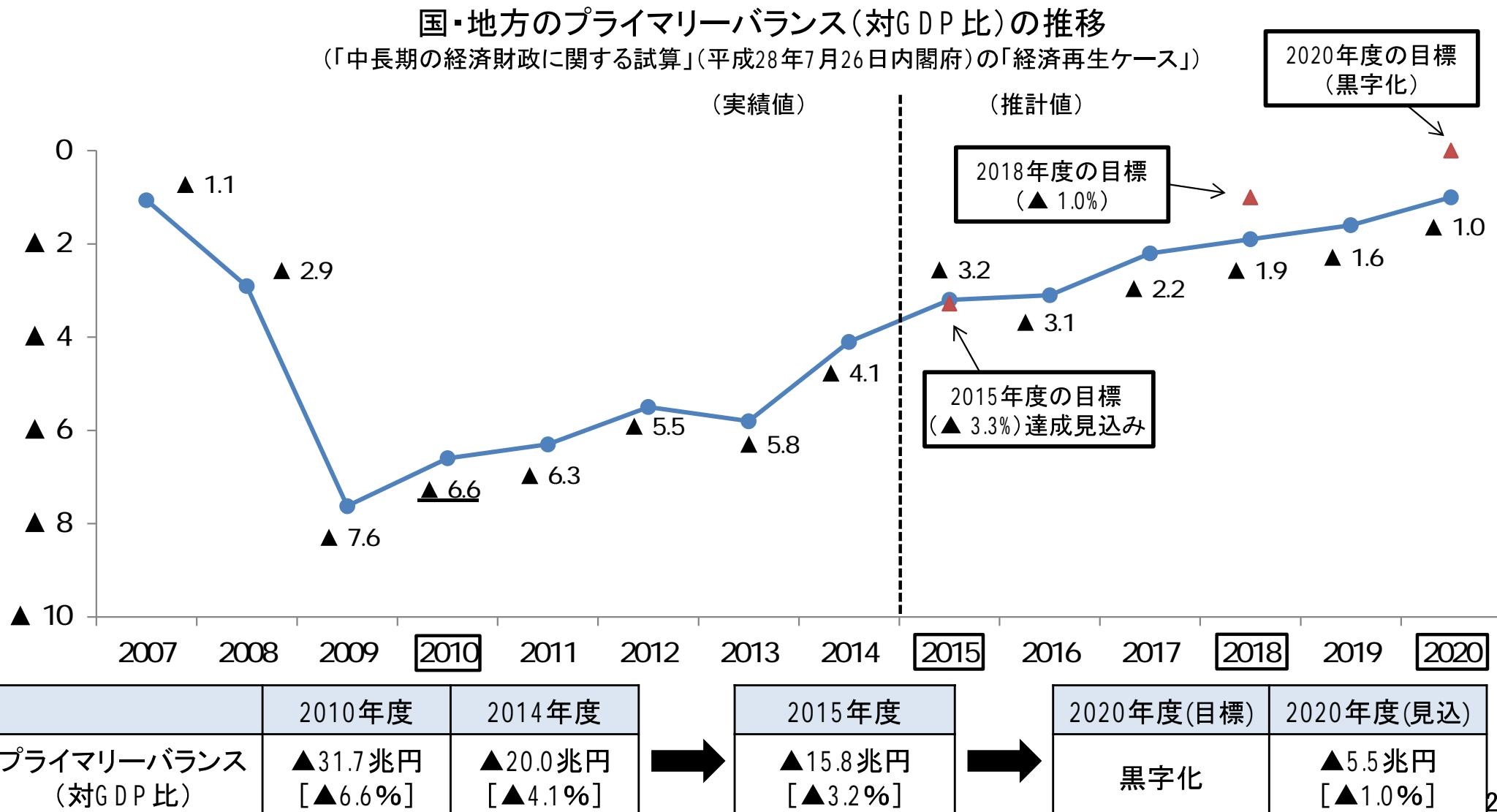
地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。



2. 平成29年度概算要求について (地方財政の課題)

平成29年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 一億総活躍社会の実現と地方創生の推進

人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するため、住民に身近な行政サービスを担う地方団体が、中長期的な観点から、一億総活躍社会の実現に向けた取組みを進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。
- (3) 地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。
- (4) 熊本地震の被害状況を踏まえ、頻発する災害に対処できるよう、防災・減災対策を推進するための地方財政措置を充実。

3. 地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化

行政サービスのアウトソーシング、自治体情報システムのクラウド化などの地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の最適化、地方公会計の整備、地方団体の財政の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化の推進など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

平成 29 年度地方交付税の概算要求の概要

要求の考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
 - 地方交付税については、本来の役割が適切に發揮されるよう総額を確保することとし16.0兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
 - 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

要求內容

- (1) 財源不足の補填については、平成26年度から28年度までに講じていた方式と同様の方式と仮置きして積算している。
 - (2) 平成29年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来22年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
 - (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
 - (4) この概算要求は、仮置きの計数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

上記に基づく概算要求の姿

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
15兆9,588億円十事項要求 (H28 16兆7,003億円)
(H28比 △7,414億円)
(参考)一般財源総額見込み 62.1兆円程度 (H28 61兆6,792億円)

平成29年度 地方財政収支見通し（仮試算）

(通常収支分)

(単位：兆円)

区分		28年度 A	29年度 B	増減額 B-A	特記事項
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	△ 0.0	給与制度の総合的な見直し等による減
	一般行政経費	35.8	36.2	0.4	社会保障費の増
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	
	うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.4	0.0	
	投資的経費	11.2	11.2	0.0	
	その他	18.0	18.2	0.2	
計		85.8	86.4	0.6	
歳入	地方税等	41.1	41.5	0.3	「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	16.7	16.0	△ 0.7	前年度繰越しの減、国税決算に伴う精算減
	国庫支出金	13.2	13.4	0.2	社会保障費の増
	地方債	8.9	9.8	0.9	
	うち 臨時財政対策債	3.8	4.7	0.9	前年度繰越しの減、国税決算に伴う精算減に伴う折半分の増、既発債元利償還分の増
	その他	5.8	5.8	△ 0.1	
	計	85.8	86.4	0.6	
一般財源		61.7	62.1	0.4	
(水準超経費除き) 一般財源		60.2	60.3	0.1	(交付団体ベース)

注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減額が一致しない場合がある。

平成29年度地方財政収支見通し（仮試算）

(単位:兆円)

歳出 86.4兆円 (85.8兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 36.2 (35.8) <small>うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(1.0) うち 重点課題対応分 0.3(0.3)</small>	地域経済基盤強化・雇用等対策費 0.4 (0.4)	投資的経費 11.2 (11.2)	公債費 12.6 (12.8)	その他 5.6 (5.2)
--------------------------	--------------------------	--	---------------------------------	-------------------------	-----------------------	---------------------

歳入
86.4兆円
(85.8兆円)

国庫支出金 13.4 (13.2)	地方債等 10.9 (10.9)	地方税・地方譲与税等 41.4 (41.2)	臨時財政対策債 (償元還利分) 3.8 (3.5)	地方交付税 16.0 (16.7)	臨時財政対策加算 0.9 (0.3)
-------------------------	------------------------	------------------------------	------------------------------------	-------------------------	--------------------------

※()内は平成28年度当初の数値

地方一般財源総額 ⑨ 62.1兆円(⑧ 61.7兆円)

<参考>財源不足額

⑨7.2兆円(⑧5.6兆円)

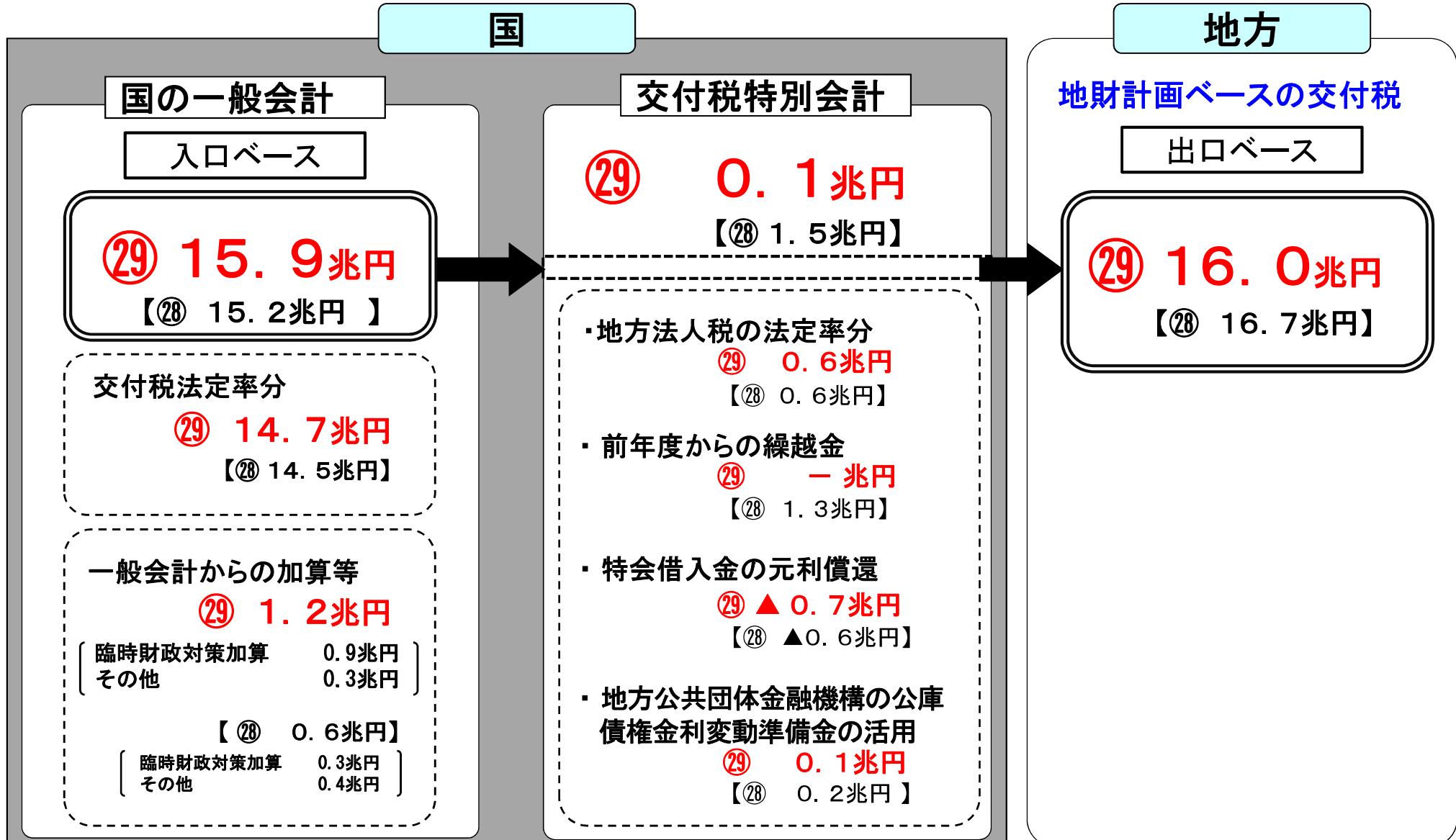
折半対象財源不足額

⑨1.8兆円(⑧0.5兆円)

臨時財政対策債発行額

⑨4.7兆円(⑧3.8兆円)

平成 29 年度仮試算 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある

(※)【 】内は(28)当初予算数値である

3．平成29年度の地方財政措置について (各府省への申入れ)

平成29年度の地方財政措置について(各府省への申入れ)の概要

趣 旨

- 毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れ
- 各府省の概算要求に反映させるため、地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を要請
- 申入れ項目・内容は、地方公共団体の意見も踏まえて選定

平成29年度の申入れ項目

- 申入れ項目数 28件(平成28年度 24件) [平成28年度からの増減：新規8件、項目分割1件、廃止5件]
- 主な申入れ項目
 - ① 震災の復旧・復興の推進等に関するもの
 - ② 一億総活躍社会に関するもの
 - ③ 社会保障(一億総活躍社会関連以外)に関するもの
 - ④ その他の重点項目

平成29年度予算申入れの主な内容

1 震災関連

熊本地震の復旧・復興の推進	新	国庫補助負担金等の拡充・強化を図るなど、必要な財政措置を講じること
東日本大震災の復興の推進		復興・創生期間の事業が円滑に推進されるよう、引き続き国庫補助負担金等の交付の早期化や被災団体の事務負担の軽減を図ること

2 一億総活躍社会関連

保育・介護人材確保のための 待遇改善	新	保育士や介護人材の待遇改善に当たり、地方負担分も含め、所要の安定財源を確保すること
乳幼児医療費助成に係る 国庫負担金減額調整措置の見直し等		国民健康保険の国庫負担金減額調整措置について、地方の意見を十分に聞きながら検討を進め、廃止するなどの見直しを行うこと
生活困窮世帯等の子どもの 学習支援	新	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業について、所要の国費を確保すること

3 社会保障関連（一億総活躍社会関連以外）

社会保障の充実施策の円滑な推進	新	消費税率（国・地方）引上げ延期に際しても、地方における社会保障の充実施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること
国民健康保険新制度への 円滑な移行等		平成30年度から都道府県が財政運営の主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、引き続き、制度や運用、財政支援の詳細について、地方と十分に協議すること
介護保険制度の安定的な運営の 推進	新	第7期（平成30年度～平成32年度）の介護保険制度を検討するに当たり、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じること

4 個別重点項目

国庫支出金の性格に応じた 改革の推進等	新	裁量度の高い国庫支出金とは異なり、国庫負担金についてはパフォーマンス指標の対象から除くとともに、制度全体の検討を進めるに当たり、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえること
地方創生推進交付金制度の改善等		地方の意見を十分に踏まえ、更に対象事業の要件の緩和や交付の早期化、事務手続きの簡素化・合理化等を図ること
地球温暖化対策の推進		地球温暖化対策のための税について、木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ること

4. 未来への投資を実現する経済対策

本対策の規模

別紙

(事業規模) (財政措置)

I. 一億総活躍社会の実現の加速	3. 5 兆円程度	3. 4 兆円程度
II. 21世紀型のインフラ整備	10. 7 兆円程度	6. 2 兆円程度
III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などへのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援	10. 9 兆円程度 〔その他、金融機能強化法等の延長：32兆円（注）〕	1. 3 兆円程度
IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化	3. 0 兆円程度	2. 7 兆円程度

合計	28. 1 兆円程度 〔その他、金融機能強化法等の延長：32兆円（再掲）〕	13. 5 兆円程度
----	--	------------

(注) 金融情勢に応じた予備的措置として、金融機能強化法に基づく公的資金枠（政府保証枠12兆円）、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取限度額（政府保証枠20兆円）の時限措置等を延長。

(参考) 財政措置の内訳

(財政措置) $\left(\begin{array}{c} \text{うち} \\ \text{うち} \\ \text{国・地方の歳出} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{うち} \\ \text{財政投融资} \end{array} \right)$

I. 一億総活躍社会の実現の加速 3. 4 兆円程度 2. 5 兆円程度 0. 9 兆円程度

II. 21世紀型のインフラ整備 6. 2 兆円程度 1. 7 兆円程度 4. 4 兆円程度

III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援 1. 3 兆円程度 0. 6 兆円程度 0. 7 兆円程度

IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化 2. 7 兆円程度 2. 7 兆円程度 0. 0 兆円程度

合計 13. 5 兆円程度 7. 5 兆円程度 6. 0 兆円程度
(注1) (注2)

(注1) うち、国費6.2兆円。

[うち一般会計] 平成28年度(2016年度)追加4.0兆円、国庫債務負担行為の追加0.1兆円。平成29年度(2017年度)以降の追加0.3兆円。

[うち特別会計] 平成28年度(2016年度)追加0.5兆円、平成29年度(2017年度)以降の追加0.2兆円、平成29年度(2017年度)以降の保険料軽減1.0兆円。

(注2) うち、平成28年度(2016年度)財政投融资計画追加3.3兆円。
平成29年度(2017年度)以降の財政投融资計画追加1.8兆円(有利子奨学金の金利引下げ(平成29年(2017年)3月卒業生から実施)の対象となる事業規模0.9兆円は平成28年度(2016年度)財政投融资計画等に計上済。)。

5. 「一億総活躍社会」の実現に向けた取組

15年間のデフレの継続

これまでの「三本の矢」

- ・企業の経常利益は過去最高水準(19.2兆円:2015年4-6月期)
- ・賃上げ率は2年連続で前年を上回る伸び(+2.20%:17年ぶりの高水準)
- ・有効求人倍率は、23年ぶりの高水準(1.24倍:2015年9月)
→「デフレ脱却」までもう一息というところまで来ている。

これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化し、民需主導の経済の好循環を確立。
(潜在成長率の向上)

・成長の果実による
子育て支援・社会保障の基盤強化

個人消費の改善 テンポに遅れ (消費総合指数(前月比): 2015年7月0.0% 8月0.6% 9月0.0%)	企業収益に比して弱い設備投資 (民間設備投資:90年代半ば3年間約72兆円 →直近3年間約68兆円)	人手不足の顕在化・労働供給減 (生産年齢人口:ピーク時1995年と足下2014年の差 ▲941万人)
---	--	---

新・第一の矢:
希望を生み出す強い経済

- ・賃上げによる労働分配率の向上
- ・生産性革命による設備投資の拡大と生産性の向上
- ・働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性の向上 等

新・第一の矢の的
GDP600兆円

経済成長の隘路の根本:

少子高齢化による
労働供給減、将来に対する不安・悲観

(生産年齢人口:1984年8,178万人→1995年8,726万人(ピーク)→2014年7,785万人まで減少)
(高齢化率:1984年9.9%→2014年26.0%に上昇)

若者も高齢者も、女性も男性も、難病や障害のある方々も、一度失敗を経験した人も、国民一人ひとりが、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望が叶い、それぞれの能力を発揮でき、それが生きがいを感じることができる社会を創る。
(包摂と多様性)

- ・安心・将来の見通しが確かになることによる消費の底上げ、投資の拡大
- ・多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出

結婚・子育ての
希望が実現しにくい
(合計特殊出生率:
2014年 1.42)

介護と仕事を両立しにくい
(家族の介護・看護を理由とした離職・転職者:
2011年10月～2012年9月 10.1万人)

新・第二の矢:
夢をつむぐ子育て支援

- ・若者の雇用安定・待遇改善、
- ・仕事と子育てを両立できる環境、
- ・保育サービスなど結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援 等

新・第三の矢:
安心につながる社会保障

- ・介護サービスの確保、
- ・家族が介護と両立できる環境、家族への相談・支援体制、
- ・健康寿命の延伸 等

新・第二の矢の的
希望出生率1.8

新・第三の矢の的
介護離職ゼロ

新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することで、50年後に一億人を維持。

平成27年度補正予算の概要

一億室資料
を一部加工

(単位:億円)

第一の矢:希望を生み出す強い経済:「名目GDP600兆円」の実現に向けた緊急対策

(主なもの)

○ サイバーセキュリティ対策、省エネ設備導入支援等	1,025
○ 中小企業等の生産性の向上等支援・取引条件改善等	1,250
○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金	3,624
○ 「地方版総合戦略」に基づく地方の取組支援	1,096
○ 観光産業の生産性向上等	211

第二の矢:夢をつむぐ子育て支援:「希望出生率1.8」に直結する緊急対策

(主なもの)

○ 不妊治療への助成拡充	7	○ 三世代同居・近居促進	161
○ 地域における結婚に向けた活動の支援等	36	○ 学校施設等の耐震化、トイレ・空調整備等	438
○ 小児・周産期医療体制の整備促進	20	○ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援等	25
○ 「待機児童解消加速化プラン」の推進	511	○ ひとり親家庭等の支援	117
○ 保育士確保対策の推進	726	○ 児童虐待防止対策の強化	91
○ 保育士の給与体系の見直し	93		

第三の矢:安心につながる社会保障:「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

(主なもの)

○ 在宅・施設サービスの整備の充実・加速化	922
○ サービス付き高齢者向け住宅	189
○ 介護施設整備への国有地活用	20
○ 介護人材の確保	444
○ 障害者施設の整備	60
○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金	(再掲)

平成28年度当初予算の概要

一億室資料
を一部加工

第一の矢：希望を生み出す強い経済：「名目GDP600兆円」の実現に向けた緊急対策

(単位:億円)

(主なもの)

- サイバーセキュリティ対策 22
- 省エネ設備・省エネ住宅の導入支援 625

○ 「地方版総合戦略」に基づく地方の取組支援	1,000
○ 観光産業の振興等	416
○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金	450

第二の矢：夢をつむぐ子育て支援：「希望出生率1.8」に直結する緊急対策

(主なもの)

- 幼児教育の無償化 126
- 教育費の負担軽減 1,417
- 児童扶養手当の機能の充実 1,746
- キャリアアップ助成金の拡充 410
- ニート・フリーター等の就労・雇用安定化支援 75
- 地域における結婚に向けた活動の支援 5

○ 不妊治療への助成拡充	158
○ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	28
○ 多様の保育サービスの充実 <small>(企業主導型保育事業等)</small>	835
○ 保育人材の確保・育成	414
○ 三世代同居の推進	150
○ ひとり親家庭・多子世帯への支援	3,436
○ 児童虐待防止策	64

第三の矢：安心につながる社会保障：「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

(主なもの)

- 高齢者の就労・起業支援の強化 40
- 介護施設・在宅サービスの整備 423
- サービス付き高齢者向け住宅の整備 320
- 介護人材の確保・育成 163

○ 介護に取り組む家族のための総合的な相談体制の整備	16
○ 介護休業給付の増額	44
○ 健康寿命延伸に向けた取組推進	9
○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金	(再掲)

「一億総活躍社会」の実現に向けた取組①

- 政府は、「一億総活躍社会」の実現を目指し、「一億総活躍国民会議」を発足させ、平成27年11月26日に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」が取りまとめられたところ
- このうち、「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロ」という2つの目的達成に直結する主な施策について、平成28年度に次のとおり地方財政措置を講じることとしている

(1) 幼児教育の段階的無償化に向けた取組

- 低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担軽減を図り、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進する

①多子世帯の保護者負担軽減

年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する

②ひとり親世帯等の保護者負担軽減

市町村民税非課税世帯は保育料を無償化し、年収約270万円から約360万円までの世帯は第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する

【地方財政措置】

幼稚園就園奨励費補助[私立幼稚園]

国の補助率1/3の残りの2/3の地方負担について普通交付税を措置
施設型給付(子ども・子育て支援新制度)

[公立幼稚園、保育所、認定こども園]

地方負担について普通交付税を措置

- 制度改正に伴うシステム改修経費については、平成27年度補正予算において、国の補助率1/2の事業として補助することとしている

(2) 児童扶養手当の拡充

- 経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当の多子加算額を引き上げ

(児童扶養手当法の改正法案が平成28年通常国会で成立)

- 拡充に伴う地方負担について、普通交付税措置を講じる

【支給額】

・ 本体額(第1子分) 42,000円

・ 多子加算額の増額

第2子加算額	<u>5,000円</u>	倍増	<u>10,000円</u>
第3子以降加算額	<u>3,000円</u>		<u>6,000円</u>

※年収に応じて支給額を遞減(第1子分と同じ取扱)

【負担割合】 国1/3 都道府県・市・福祉事務所設置町村2/3

【事業費(負担額)】

※括弧内は地方負担分

平成28年度事業費	多子加算額の増額による所要額【4ヶ月分】	平年度化した場合の所要額
5,238億円 (3,492億円)	83.4億円 (56.6億円)	250.2億円 (166.8億円)

- 制度改正に伴うシステム改修経費についても普通交付税措置を講じる

「一億総活躍社会」の実現に向けた取組②

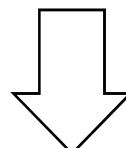
(3)児童虐待防止対策の強化

【背景】

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途(H11(11,631件)→H26(88,931件)で約7.6倍)

【対応】

- 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)等を踏まえ、児童相談所における対策強化に係る事項を盛り込んだ児童福祉法等の改正案が平成28年通常国会で成立
- 児童相談所の体制や専門性強化の計画的かつ着実な実施を可能とするために、具体的な取組内容を定める「児童相談所強化プラン」が策定(平成28年4月25日)
(同プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置を充実)



児童相談所における相談対応件数増加
及び対策強化に係る業務量増に対応

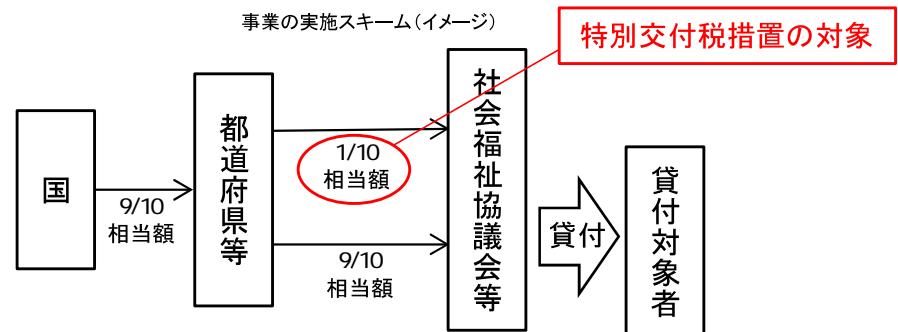
平成28年度の地方交付税措置において、児童福祉司を増員
道府県分 39人(対前年比+3人) ※標準団体ベース

(4)子ども・介護分野の貸付事業

- 保育・介護の人材確保等を図るため、以下の事業について、平成27年度補正予算(第1号)において、国が都道府県等(都道府県及び指定都市)に対し、貸付事業に必要な経費を補助(補助率10分の9)

	(事業費)
・保育士修学資金貸付等事業	628.9億円
・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	94.1億円
・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	74.9億円
・介護福祉士修学資金等貸付事業	289.7億円

- 都道府県等が、社会福祉協議会等に対し、貸付実績に応じて10分の1相当分を補助する場合に、都道府県等の負担額に対し、特別交付税措置



⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その1）

【国民生活における課題】

求められる保育サービスを提供するための保育士が不足している。

- 有効求人倍率：2.21倍（東京：5.45倍）

- 全産業の有効求人倍率：1.23倍
(2016年3月、原数値)

人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されている。

- 保育士：322万円
- 全産業：373万円
(保育士の95%が女性であることに鑑み
女性のみ。年収ベース)

保育士は、キャリアパスの展望が見えにくいために、勤続年数が短い傾向があると指摘されている。

- 保育士：勤続年数7.7年
- 全産業：勤続年数9.4年
(保育士の95%が女性であることに鑑み
女性のみ)

【今後の対応の方向性】

求められる保育サービスを支えるために必要な保育士を確保（2017年度末までに2013年度比で+9万人。以降も必要に応じて確保）するため、安定財源を確保しつつ、保育士の処遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働く環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

【具体的な施策】

（保育士の処遇改善）

- 保育士の処遇⁽¹⁾については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度⁽²⁾ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後も全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。
- 適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

(1) 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものと含む。

(2) 賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値（平成27年賃金構造基本統計調査）。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向（平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む。）を踏まえ、平成29年度（2017年度）予算編成過程で検討。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標	
保育士の 処遇改善	保育士の処遇 ⁽¹⁾ については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った		新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度 ⁽²⁾ ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後も全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う										保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差：解消	保育の待機児童数： 2017年度末の解消 (2015年4月：23,167人) 放課後児童クラブの待機児童： 2019年度末の解消 (2015年5月：16,941人)

必要に応じて処遇を改善

② 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上（その1）

【国民生活における課題】

求められる介護サービスを提供するための人材が不足している。

- 介護分野の有効求人倍率：2.73倍
- 全産業の有効求人倍率：1.21倍
(2016年3月、原数値)

人材確保が困難な理由の一つとして、介護人材の賃金が他の対人サービス産業と比較し賃金が低いことが考えられる。また、勤続年数も短くなっている。

- 介護職員：賃金262.3千円（賞与込み）、勤続年数6.1年
- 対人サービス産業：賃金273.6千円（賞与込み）、勤続年数7.9年

介護職員は、離職率が高い傾向がある。

- 介護職員：離職率16.5%（2014年度）
- 全産業：離職率15.5%（2014年度）

【今後の対応の方向性】

求められる介護サービスを提供するための人材の確保（2020年代初頭までに+25万人。以降も必要に応じて確保）に向けて、安定財源を確保しつつ、介護人材の待遇改善、多様な人材の活用と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働く環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

【具体的な施策】

（介護人材の待遇改善）

- 介護人材の待遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、2017年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。

- 障害福祉人材の待遇についても、介護人材と同様の考え方で予算編成過程で検討する。

（多様な人材の確保）

- 介護福祉士を目指す学生・生徒が、一定期間就労した場合に返還を免除する修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度を充実する。大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域で、新たに開設する介護施設等については、人材確保が施設整備の妨げとならないよう、再就職準備金貸付制度の活用を図る。
- 介護周辺業務や軽易な介護業務に関して、シルバー人材センターや市町村のボランティアポイント制度等を通じた高齢人材の活用や、中間的就労として従事する人材の活用を進める。
- 介護の仕事の魅力・意義に対する理解を深めるため、特に若いうちから介護を知ることが重要であることから、学生、保護者、地域社会への情報発信、働きかけの強化や、インターンシップ（就業体験）等の単位認定の促進を図る。
- ハローワーク福祉人材コーナーを拡充するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、介護分野における就職支援の取組を強化する。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標	
介護人材の待遇改善	月額平均1.2万円相当の待遇改善加算の拡充を実施		競合他産業との賃金差がなくなるよう、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う		介護報酬等の改定に合わせて、必要に応じて待遇を改善		介護報酬等の改定に合わせて、必要に応じて待遇を改善						2020年代初頭までに 介護人材の数：231万人 (2014年度 176.5万人) 介護人材と競合他産業との賃金差：解消	2020年代初頭までに 介護施設・サービスを利用できないことを理由とする介護離職をなくす
多様な人材の確保と人材育成	返済免除付修学資金貸付制度を拡充、再就職準備金貸付制度を創設		返済免除付修学資金貸付制度、再就職準備金貸付制度を充実 大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域で、新たに開設する介護施設等については、人材確保が施設整備の妨げとならないよう、再就職準備金貸付制度を活用		シルバー人材センターや市町村のボランティアポイント制度等を通じた高齢人材の活用 中間的就労として従事する人材の活用		学生、保護者、地域社会への情報発信、働きかけの強化 インターンシップ（就業体験）等の単位認定の促進		ハローワークにおける介護分野の就職支援の取組を推進				職員一人当たりの利用者数の増（例：特養・老健 2：1（2014年度）） 行政が求める帳票等を含め文書量：半減	要介護3以上の特養自宅待機者を解消する（現在約15万人）

6. 幼児教育の無償化について

幼児教育無償化に関する政府の方針等

◎経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(1)生産性革命に向けた取組の加速

② 教育の再生

幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や新たな所得連動返還型奨学金制度の導入を進める。

◎幼児教育無償化について

（平成28年8月1日幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議）

○ 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2016について」（平成28年6月2日閣議決定）においても「財源を確保しながら段階的に進める」等とされている重要課題である。

○ このため、平成29年度においても、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえ、家庭の経済状況にかかわらず、希望どおりの人数の出産・子育て等の実現を図るとともに、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

1. 多子世帯の保育料負担軽減について 【平成28年度予算案における取組】⁴⁴

平成28年度予算（案）所要額 国費：100億円（公費：214億円）

●多子世帯の保育料負担軽減

○ 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

年齢制限により第2子以降の
負担軽減が限定的

例1（1号認定子ども）	例2（2・3号認定子ども）
小3 ↓ 小1	第1子 小学校3年生
(5歳) 第2子 保育料半額	第1子 保育料満額
(4歳)	
(3歳) 第3子 無償	第2子 保育料半額
(2歳)	第3子 無償
(1歳)	
(0歳)	

例1（1号認定子ども） 例2（2・3号認定子ども）

対象外 小学校6年生
(第1子)
※小4以上はカウントしない

小3
↓
小1

(5歳) 第1子の扱い 保育料満額
(第2子)

(4歳)

(3歳) 第2子の扱い 保育料半額
(第3子)

(2歳)

(1歳)

(0歳)

年収約360万円未満相当世帯は
第2子以降の
負担軽減を完全実施

例1（1号認定子ども）	例2（2・3号認定子ども）
第1子	第1子
(小1～)	※多子計算に係る年齢制限を撤廃
(5歳) 第2子 保育料半額	第2子 保育料半額
(4歳)	
(3歳) 第3子 無償	第2子 保育料半額
(2歳)	第3子 無償
(1歳)	
(0歳)	

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○1号認定子どもについて

階層区分	現行		保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減		保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	16,100円		15,100円(1,000円引き下げ)	7,550円(上記の半額)		7,550円(現行負担軽減後の半額)	0円(無償化)
第2子	8,050円							

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減		保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子	16,500円		15,500円(1,000円引き下げ)	7,750円(上記の半額)		7,750円(現行負担軽減後の半額)	0円(無償化)
第2子	8,250円							
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子	27,000円		27,000円(基準額表どおり)	13,500円(上記の半額)		13,500円(基準額表の半額)	0円(無償化)
第2子	13,500円							

7. 平成28年度における社会保障の充実

平成28年度における社会保障の充実

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位:億円)

平成28年度社会保障の充実の項目	平成28年度 予算額	平成28年度	
		国	地方
子ども・子育て支援	6,006	2,748	3,258
子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519	3,074
社会的養護の充実	345	173	173
育児休業手当	67	56	11
医療・介護	9,258	5,176	4,082
地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301
地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241
診療報酬の改定	422	298	124
介護報酬の改定(処遇改善等)	1,196	604	592
介護保険の地域支援事業の充実	390	195	195
国保等の保険料軽減措置の拡充	612	0	612
国保への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832
被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109
高額療養費制度の見直し	248	217	31
難病対策・小児慢性特定疾病対策	2,089	1,044	1,044
年金	32	32	0
充実合計	15,295	7,955	7,340

<参考>地方の内訳	
都道府県	市町村
1,558	1,700
1,427	1,647
124	49
7	4
2,979	1,103
301	0
241	0
72	52
324	268
98	98
459	153
416	416
0	0
54	54
31	0
982	63
0	0
4,537	2,803

<その他、消費税・地方消費税引上げに伴う公経済負担(地方分)として、904億円がある。>

注1)上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)をあわせて一体的に、消費税增收分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用して財源を確保。

注2)国・地方合計の公費負担額は、注1)の①社会保障の充実の額、②簡素な給付措置等の額、の合算値から、③重点化・効率化による財政効果分を控除して1.35兆円となる。同様に、地方分の公費負担額については、①に対応する7,340億円から、③に対応する629億円を控除することにより、6,711億円。なお、財政効果の地方分の▲629億円の内訳は、都道府県分が▲410億円、市町村分が▲219億円。

- 消費税引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

* 2018年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・社会的養護の充実

など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

- ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
 - ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな基金の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

- ②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
- iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
- v) マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

0.6兆円程度

(注)上記の表は、消費税增收分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(満年度ベース)

8. 医療・介護提供体制及び医療費の適正化

医療・介護提供体制改革及び医療費適正化のスケジュール

50

平成26(2014)年度

平成27(2015)年度

平成28(2016)年度

平成29(2017)年度

平成30(2018)年度

→ ● 介護報酬改定

→ ● 診療報酬改定

→ ● 診療報酬改定
→ ● 介護報酬改定

※各項目について、社会保障制度改革推進本部の下に設置されている
「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」で検討

医療介護総合確保方針改定
医療、介護を包括する基本的な方針

医療計画

国 地域医療構想策定
ガイドライン
※H27.3.31

6/15 病床
推計

療養病床の在り方等に
関する検討会

社会保障審議会(特別部会)で検討

法案審議(P)
基本
方針

(介護療養
病床、25:1
病床廃止)

病床機能報告公表

病床機能報告公表

病床機能報告公表

地域医療構想の策定(都道府県)

第7次医療計画策定(都道府県)

計画実施

・平成37(2025)年の医療機能ごとの病床数
※構想の実現に向けて、「地域医療構想調整会議」において協議

医療費適正化

国

医療費適正化
基本方針
※H28.3.31

夏頃
基本方針
改正

第3期医療費適正化計画策定(都道府県)
※平成28年度以降速やかに

整合
調和

(策定後、
前倒し実施)

計画実施

PDCAサイクル
・毎年度進捗状況を公表
・最終年度に暫定評価を行い、次期計画に反映

介護保険事業
(支援)計画

国

社会保障審議会(介護保険部会)で検討
(1)地域包括ケアシステムの推進
・保険者等による地域分析と対応 等
(2)介護保険制度の持続可能性の確保
・軽度者への支援のあり方 等

必要に応じ法案審議

基本指針
案

基本指針

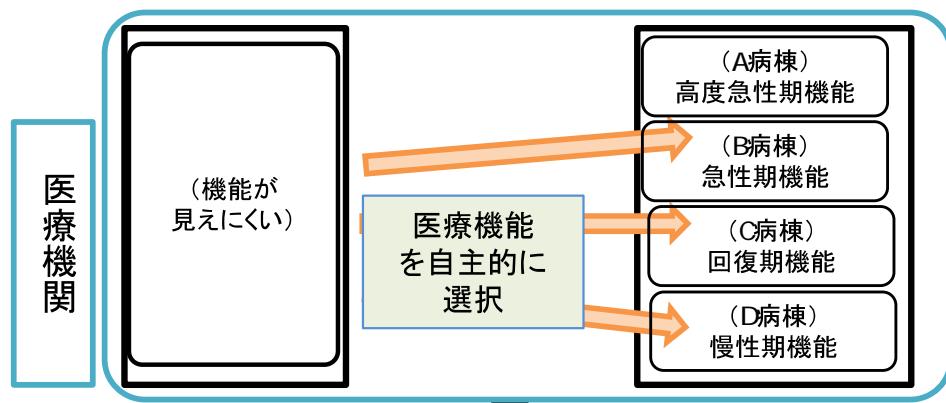
第7期介護保険事業
計画策定
(市町村)

第7期介護保険事業
支援計画策定
(都道府県)

計画実施

地域医療構想について

- 昨年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)
 - ※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



医療機能の現状と今後の方向を報告

都道府県

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・ 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計
- ・ 都道府県内の構想区域(2次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

平成27年6月15日 第5回 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 資料

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
(→ 「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒・ 地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
・ 慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。

【現 状:2013年】

134.7万床（医療施設調査）



病床機能報告
123.4万床
[2014年7月時点]*

高度急性期
19.1万床

急性期
58.1万床

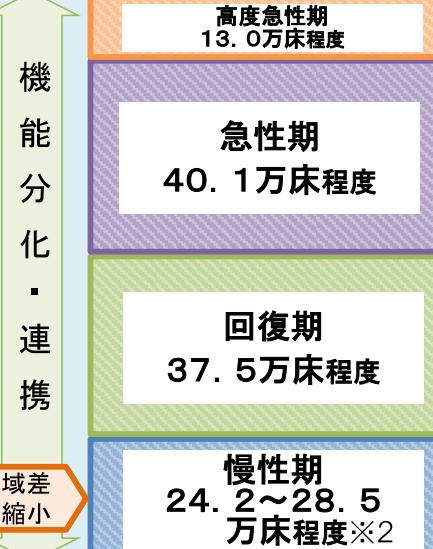
回復期 11.0万床

慢性期
35.2万床

【推計結果:2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ

機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合: 152万床程度

2025年の必要病床数(目指すべき姿)
115～119万床程度※1



NDBのレセプトデータ等を活用し、医療資源投入量に基づき、機能区分別に分類し、推計

入院受療率の地域差を縮小しつつ、慢性期医療に必要な病床数を推計

将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数

医療資源投入量が少ないなど、一般病床・療養病床以外でも対応可能な患者を推計

29.7～33.7万人程度※3

* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

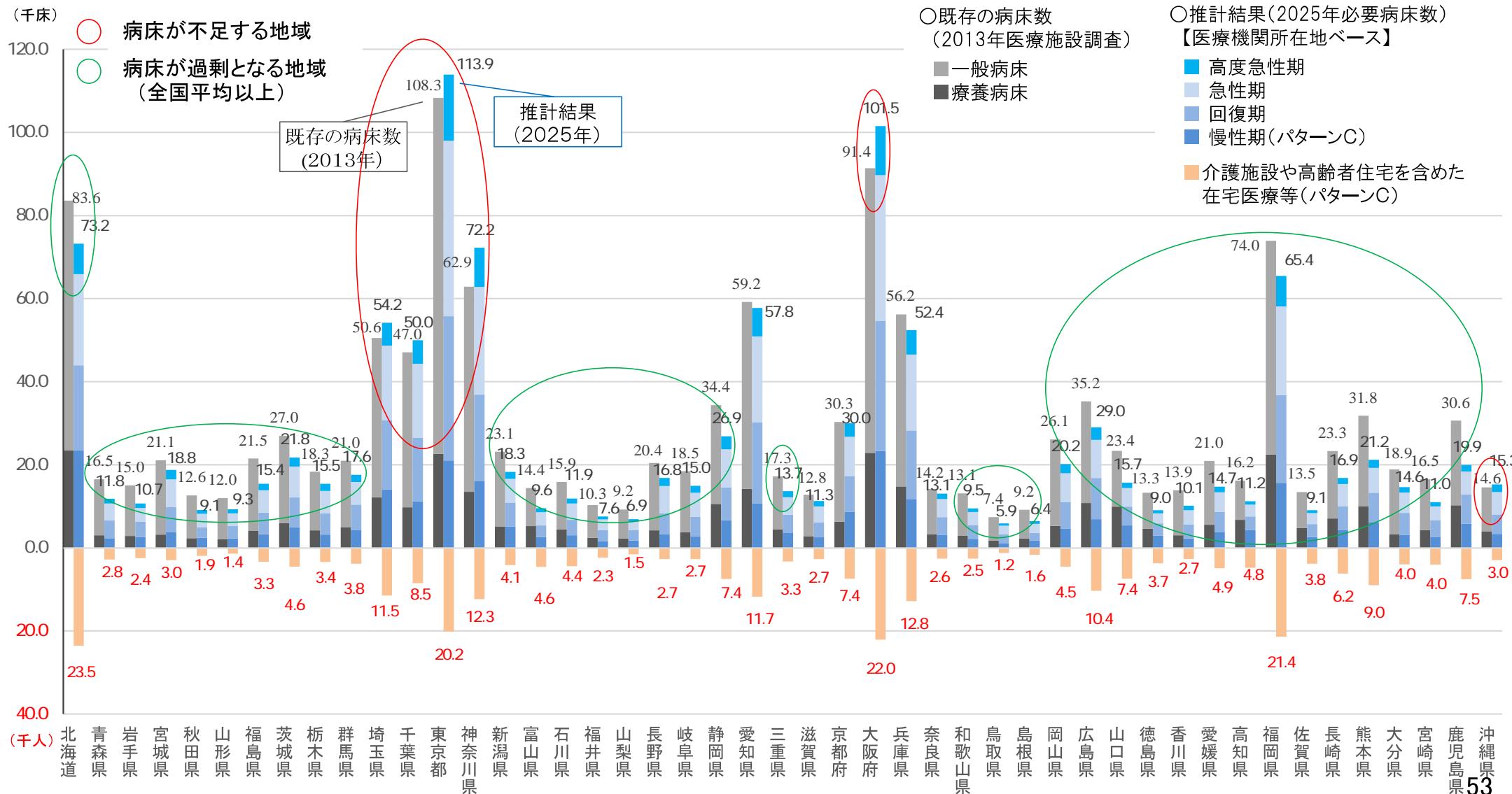
※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(都道府県別・医療機関所在地ベース)

平成27年6月15日 第5回 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 資料

- 一般病床と療養病床の合計値で既存の病床数と比較すると、現在の稼働の状況や今後の高齢化等の状況等により、2025年に向けて、不足する地域と過剰となる地域がある。
- 概ね、大都市部では不足する地域が多く、それ以外の地域では過剰となる地域が多い。
- 将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数も、大都市部を中心に多くなっている。

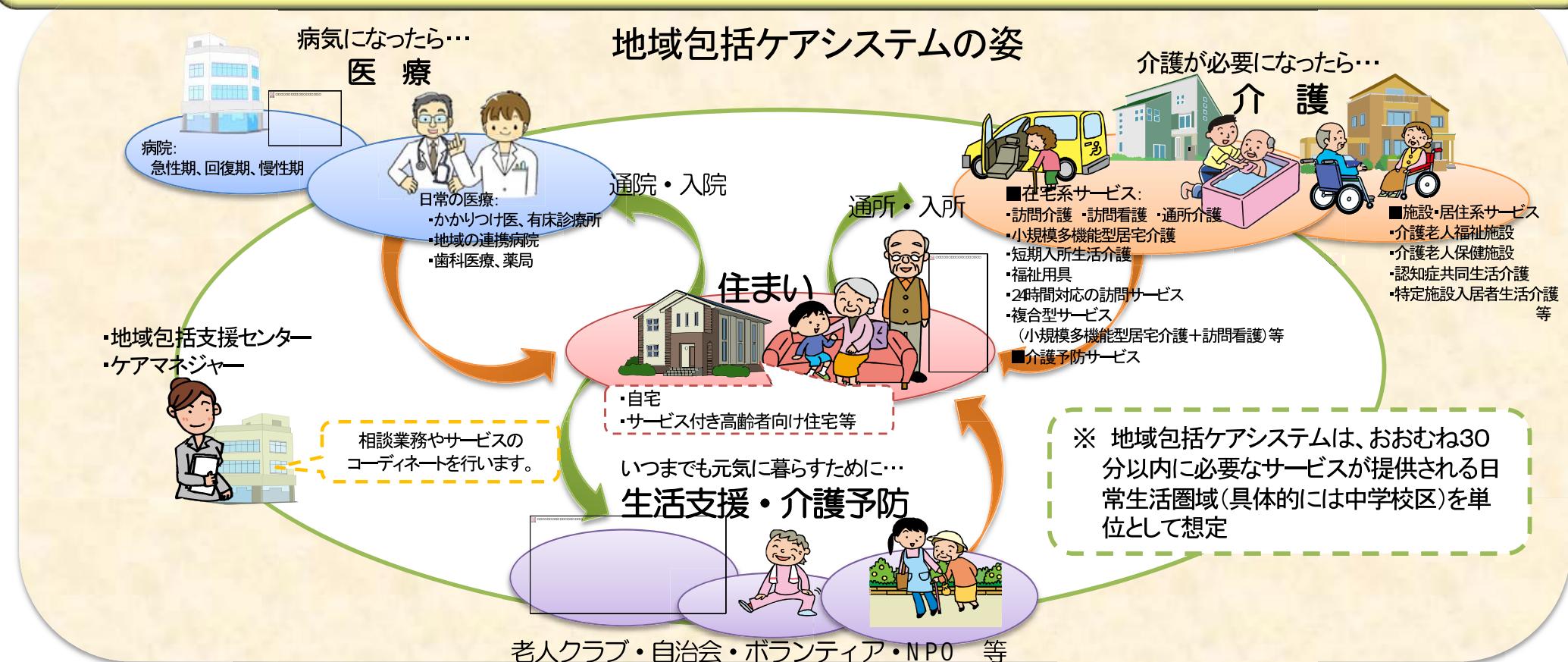


地域包括ケアシステムの構築について

厚生労働省資料

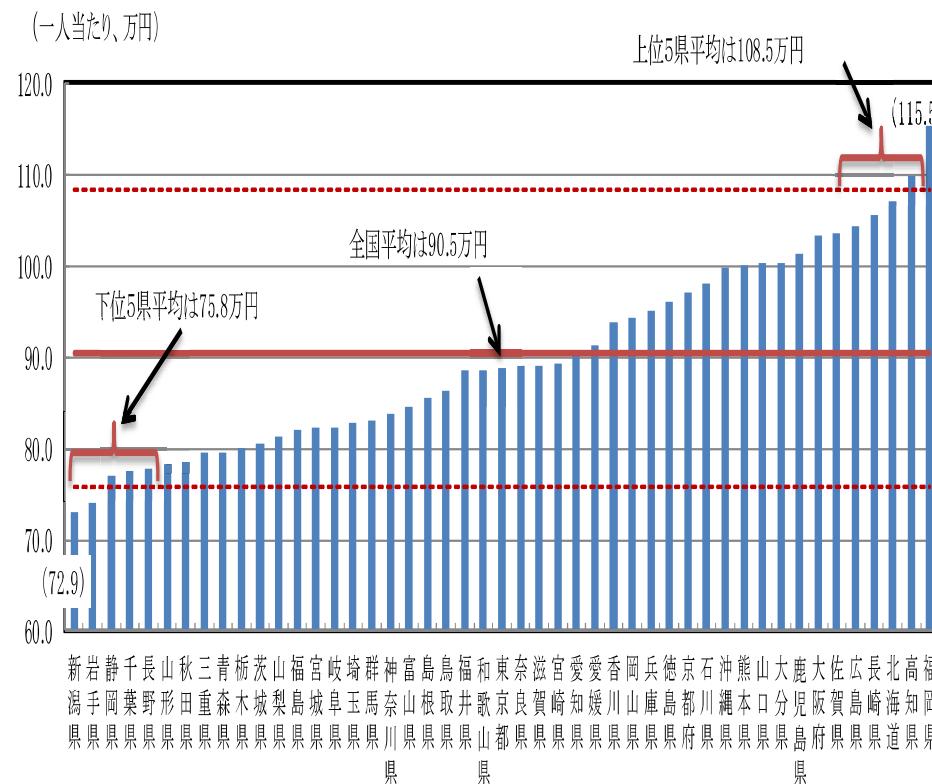
54

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

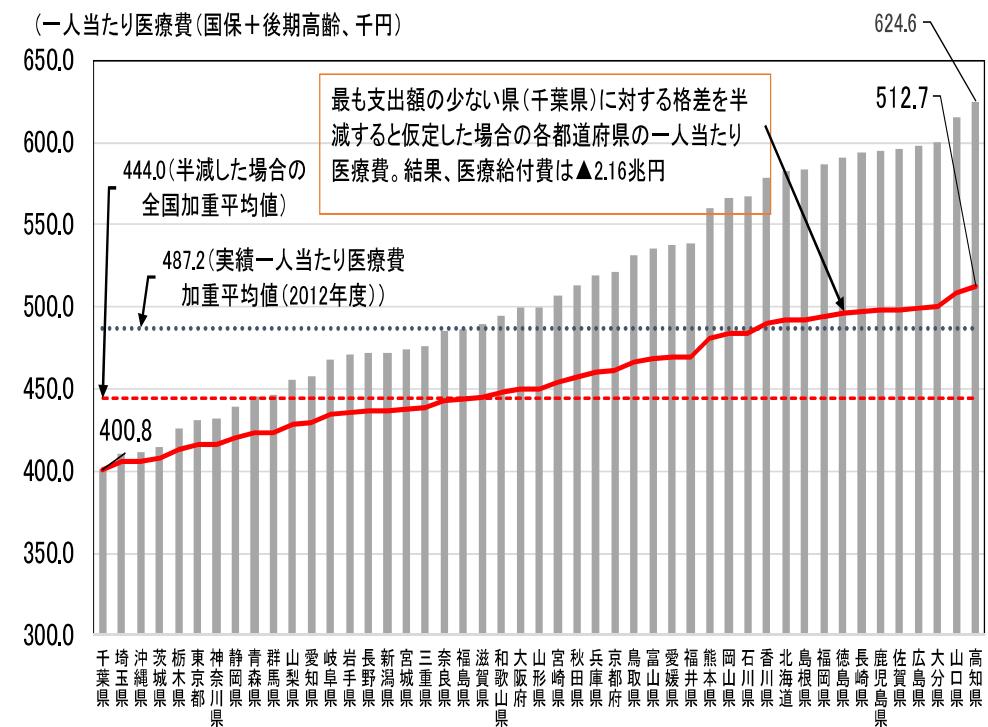


- 都道府県別の医療提供体制の差を徹底したデータ分析により一層「見える化」し、適切な体制転換を促す。併せて、大胆な病床再編を可能とする県の権限強化

図表10－1 後期高齢者一人当たり医療費(2012年度)



図表10－2 後期高齢者と国保計の都道府県別一人当たり医療費と格差半減の効果規模イメージ



24年医療施設調査、「平成24年度医療費の地域差分析」により作成。

10－2の赤線及び同破線は、一人当たり医療費が最も低い千葉県とその他の都道府県の格差が半減する場合を算定。2.16兆円のメリット額は、加重平均値の差額(43千円)に後期高齢と国保の被保険者数(5千万人)を乗じた。内訳は保険料▲0.4兆円、健保等▲0.7兆円、公費▲1.1兆円。自己負担は▲0.3兆円。

9. 国民健康保険制度改革

市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

厚生労働省資料

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合：国保(32.5%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費：国保(31.6万円)、健保組合(14.4万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(200万円(推計))
- ・無所得世帯割合：23.3%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料／加入者一人当たり所得
市町村国保(9.9%)、健保組合(5.3%) ※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率：平成11年度 91.38% → 平成25年度 90.42%
- ・最高収納率：94.95%(島根県) ・最低収納率：86.20%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額：約3,900億円 うち決算補てん等の目的：約3,500億円、
繰上充用額：約1,000億円(平成25年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1716保険者中3000人未満の小規模保険者 458 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：3.3倍(東京都) 最小：1.2倍(栃木県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大：14.6倍(北海道) 最小：1.3倍(福井県)
- ・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大：3.0倍(長野県)※ 最小：1.4倍(富山県)
※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。



① 国保に対する財政支援の拡充

② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

- ・財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

厚生労働省資料⁵⁸
(一部加工)

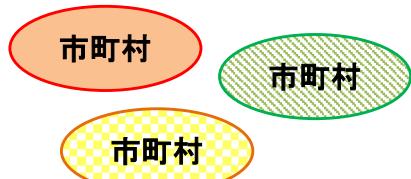
～持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月27日成立）～

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

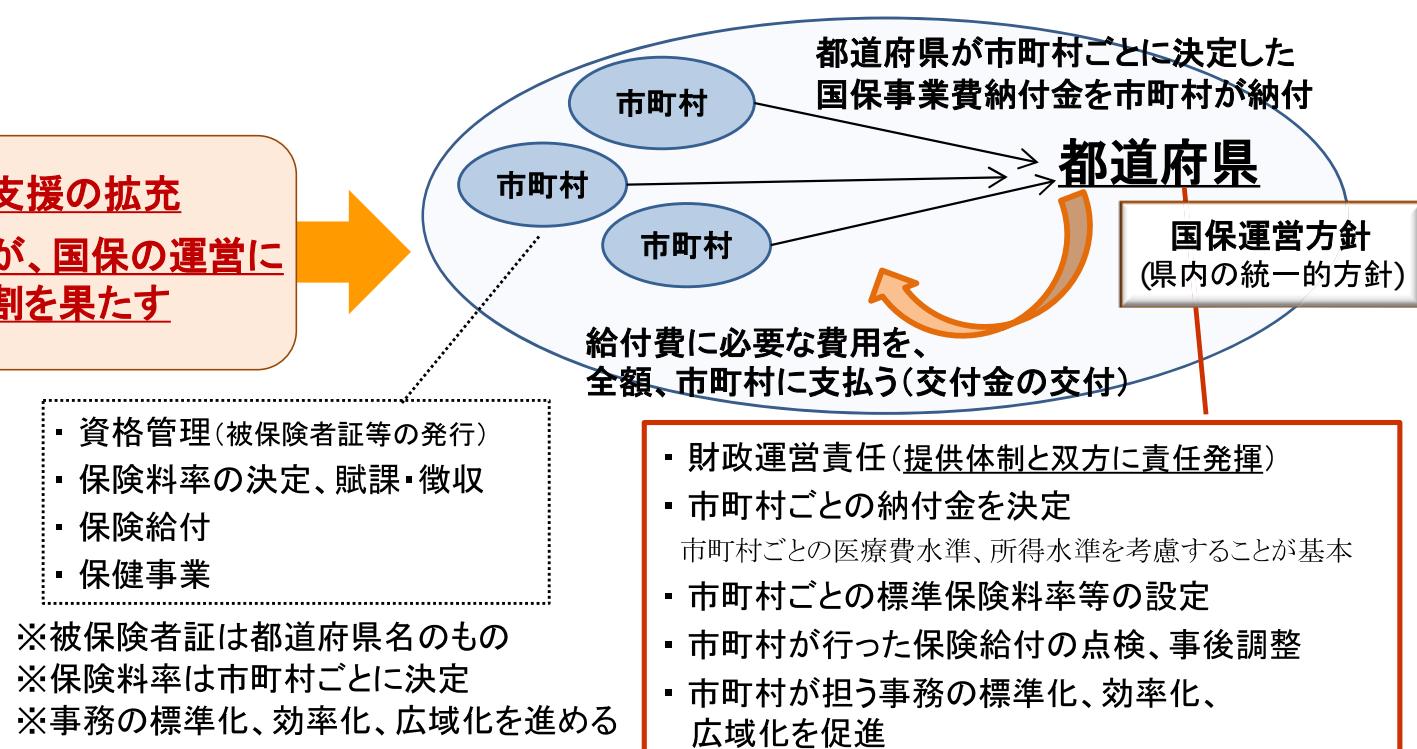


- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

（構造的な課題）

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、
毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

＜平成27年度から実施＞ ※消費税・地方消費税増収分を活用

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

＜平成30年度から実施＞（毎年約1,700億円） ※後期高齢者支援金の全面総報酬割実施により生じる国費を活用

- **財政調整機能の強化**（財政調整交付金の実質的増額）
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等)
- **保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援** → 700億円～800億円規模
- **財政リスクの分散・軽減方策**（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 等）等
→ 数十億円規模

- 平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円）
- **平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分**

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

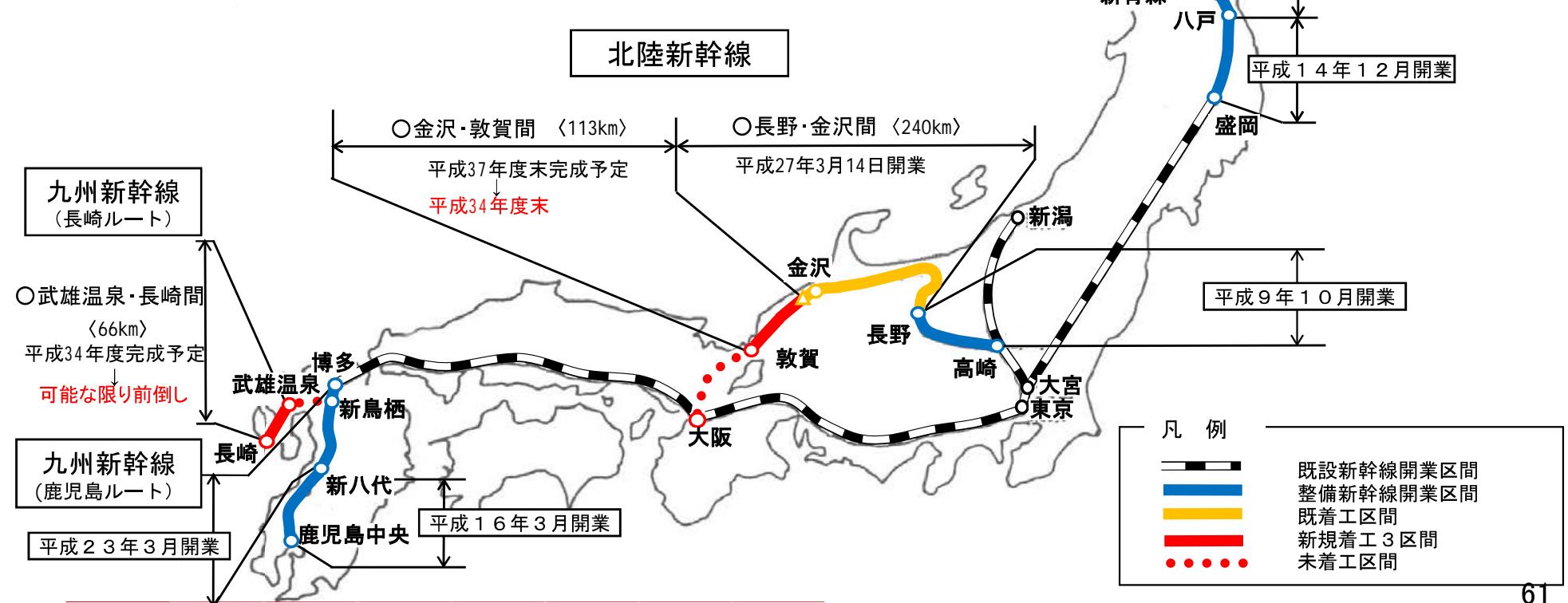
10. 整備新幹線

全国の新幹線鉄道網の現状

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づく昭和48年の「整備計画」により整備が行われている以下の5路線のことをいう。

北海道新幹線	青森 - 札幌間
東北新幹線	盛岡 - 青森間
北陸新幹線	東京 - 大阪間
九州新幹線(鹿児島ルート)	福岡 - 鹿児島間
九州新幹線(長崎ルート)	福岡 - 長崎間

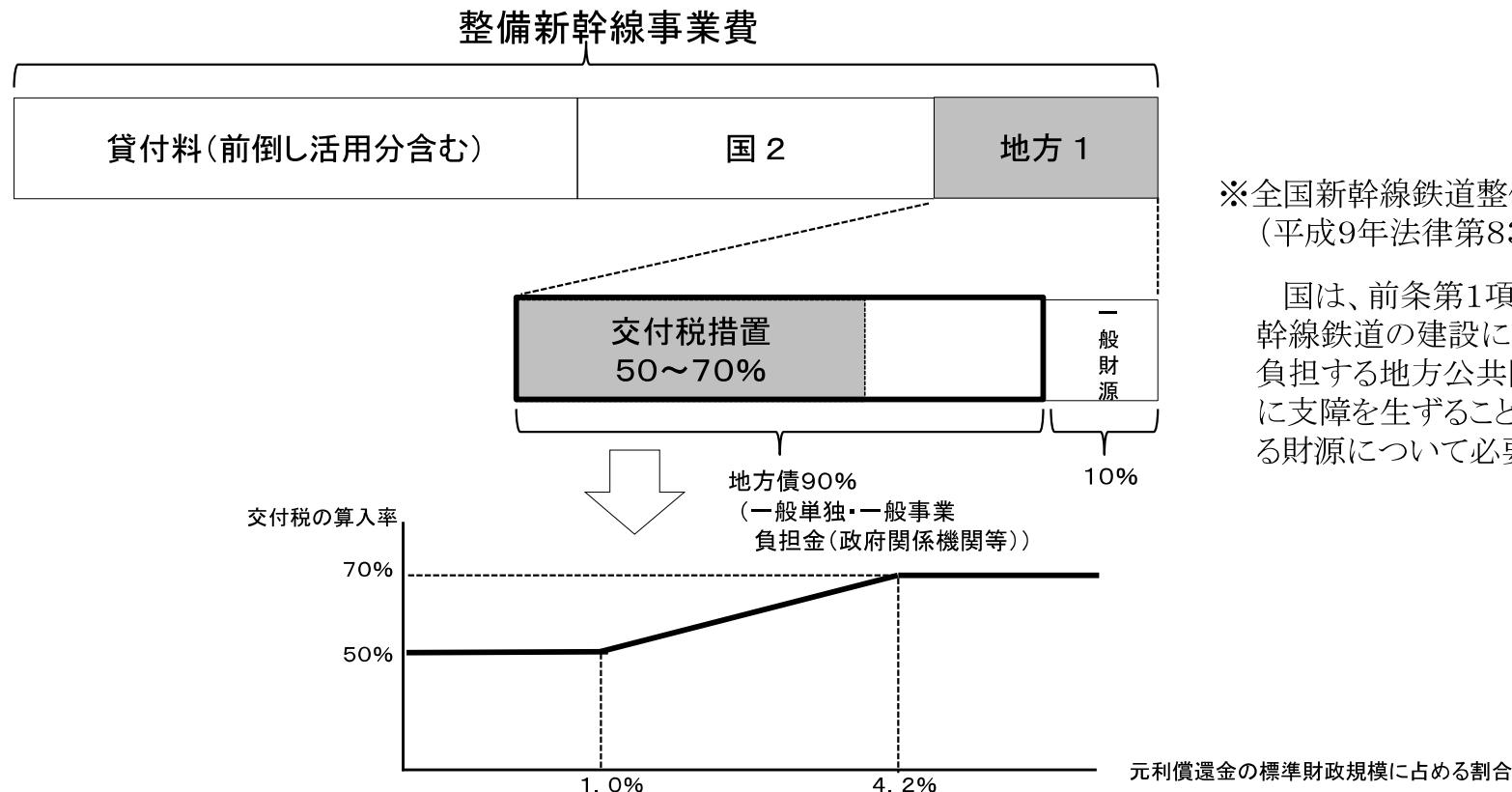
- その主たる区間を列車が時速200km以上の高速で走行できる幹線鉄道。
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設・保有し、営業主体(JR)に対し施設を貸付け(上下分離方式)。



整備新幹線の整備に係る地方負担に対する地方財政措置

整備新幹線の整備に係る地方負担については、全国新幹線鉄道整備法の趣旨に鑑み、地方財政措置（地方債充当率を90%とし、事業費と財政規模に応じてその元利償還金の50～70%を交付税措置）を講じている。

- 平成9年度より、全国新幹線鉄道整備法の改正等を踏まえ、整備新幹線の整備に係る地方負担について、地方債発行（充当率90%）に係る元利償還金の50%を交付税措置することとした。
- 平成20年度より、整備新幹線に係る地方債の元利償還の負担が重く、通常の算入率によっては整備新幹線に係る地方債の元利償還が過大な負担となり、財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方公共団体に対して、その負担の重さに応じて交付税算入率を引き上げたところ。

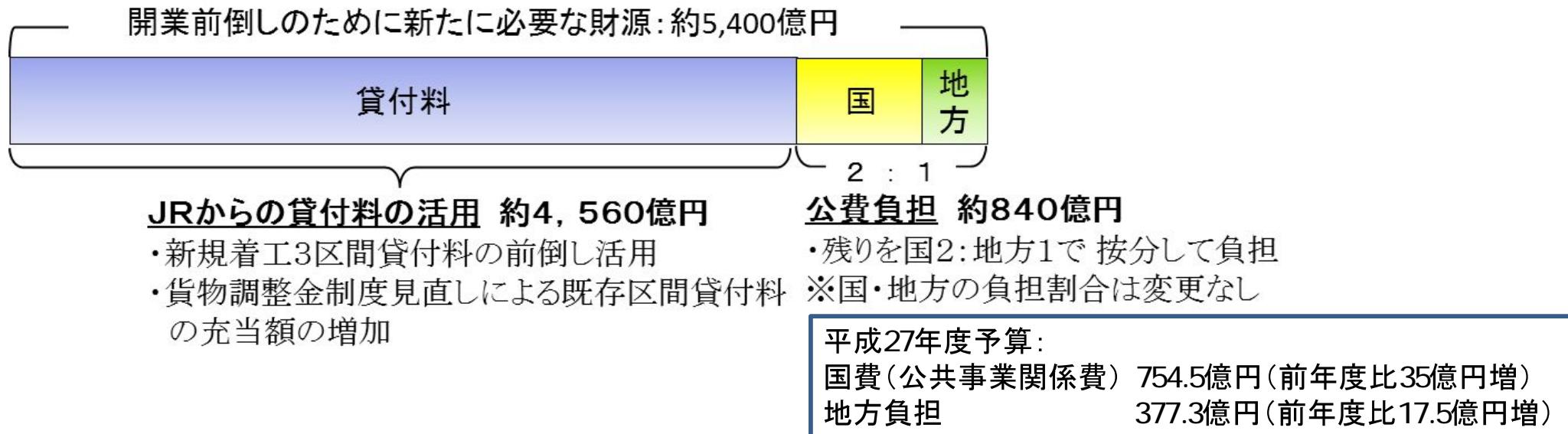


※全国新幹線鉄道整備法 第13条の2
(平成9年法律第83号により追加)

国は、前条第1項及び第2項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずるものとする。

政府・与党における検討結果（概要）

- 与党PTの要請通り、北海道新幹線（新函館北斗ー札幌間）は5年、北陸新幹線（金沢ー敦賀間）は3年、九州新幹線（武雄温泉ー長崎間）は可能な限り、完成・開業時期を前倒し
- そのための財源として、約5,400億円（建設終了が5年早まることにより失われる5年分の公費）が必要とされていたところ、以下のとおり財源を確保



- 貸付料の活用により、地方負担の総額は大幅に縮小
- 建設期間短縮による単年度の地方負担増も小規模
- 今回の検討結果は、関係地方団体の意見も踏まえたもので、理解が得られたもの

11. 森林吸収源対策等

平成28年度税制改正大綱（抄）

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

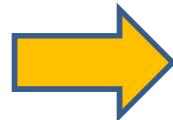
- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

森林吸収源対策等②

背景

- 我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、目標達成のためには、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択
- 平成28年度税制改正大綱において、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた



今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組が求められる

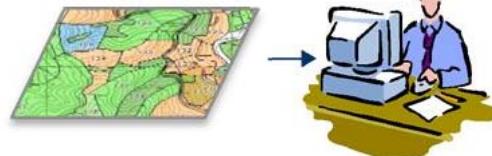
森林吸収源対策等の推進

平成28年度事業費

500億円程度

(1) 林地台帳の整備の推進

- ・森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備



(2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進



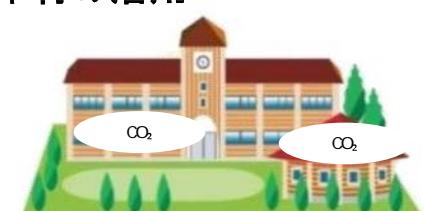
(3) 林業の担い手対策

- ・新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
- ・就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生の充実 など



(4) 間伐等により生産された木材の活用

- ・公共施設への木材利用
- ・木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など



12. 老朽化対策

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

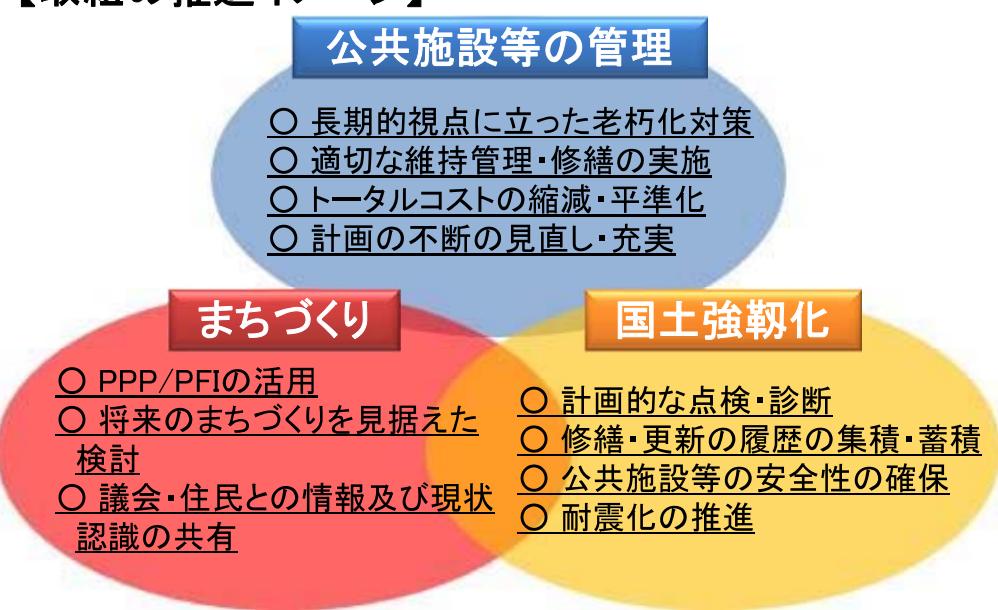
1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間：10年以上
- ・全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】



公共施設等総合管理計画の策定状況

- ・平成27年10月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- ・平成28年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.2%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

公共施設最適化事業債等による財政支援

背景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、平成27年度から新たな地方債措置を創設。

事業概要

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、地方債(公共施設最適化事業債)を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、地域活性化事業債の対象とする。

公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

【期間】 平成27年度からの3年間

(平成30年度以降に継続するかどうかは改めて検討)

【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：50%

【平成28年度地方債計画計上額】 1,130億円

- ※ 庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外
- ※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
- ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

地域活性化事業債(転用事業)

【期間】 平成27年度からの3年間

(平成30年度以降に継続するかどうかは改めて検討)

【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

【平成28年度地方債計画計上額】 110億円

- ※ 転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外
- ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

【参考】その他の地方財政措置

平成26年度から講じていた計画策定費に係る特別交付税措置及び計画に基づく公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、平成28年度も引き続き講じる。

特別交付税措置(計画策定費)

【期間】 平成26年度からの3年間

【措置率】 交付税措置率：50%

除却事業に係る地方債(地方財政法を改正し創設)

【期間】 平成26年度以降当分の間

【充当率】 地方債充当率：75% (資金手当)

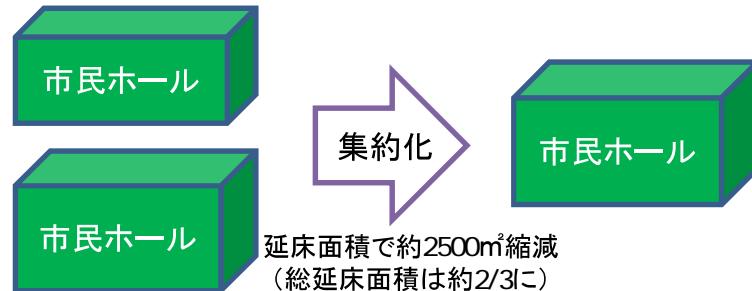
【平成28年度地方債計画計上額】 480億円

公共施設最適化事業債等の活用事例

集約化・複合化の取組例(公共施設最適化事業債)

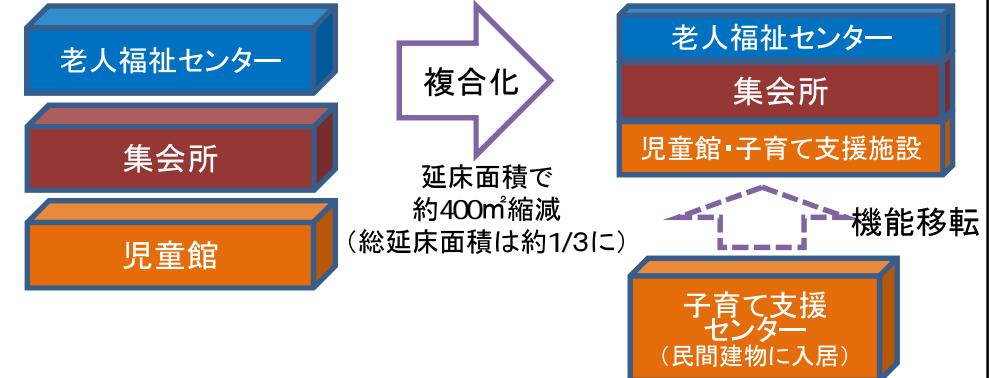
①【集約化事業】

資産の効率利用及び総量縮減の観点から、老朽化している市民ホールと、施設機能が類似し、近接して立地している市民ホールを1つに**集約化**



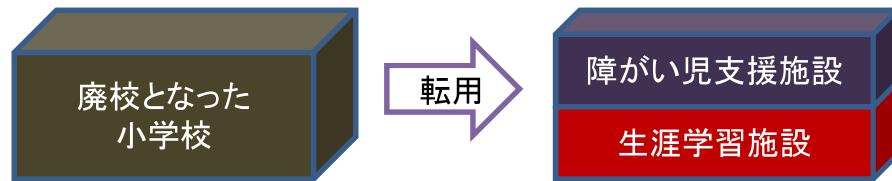
②【複合化事業】

老人福祉センターに、点在する児童館等やこれまで借上げていた子育て支援施設を**複合化**することで、**維持管理コストを削減**するとともに多目的での利用により世代間交流を促進



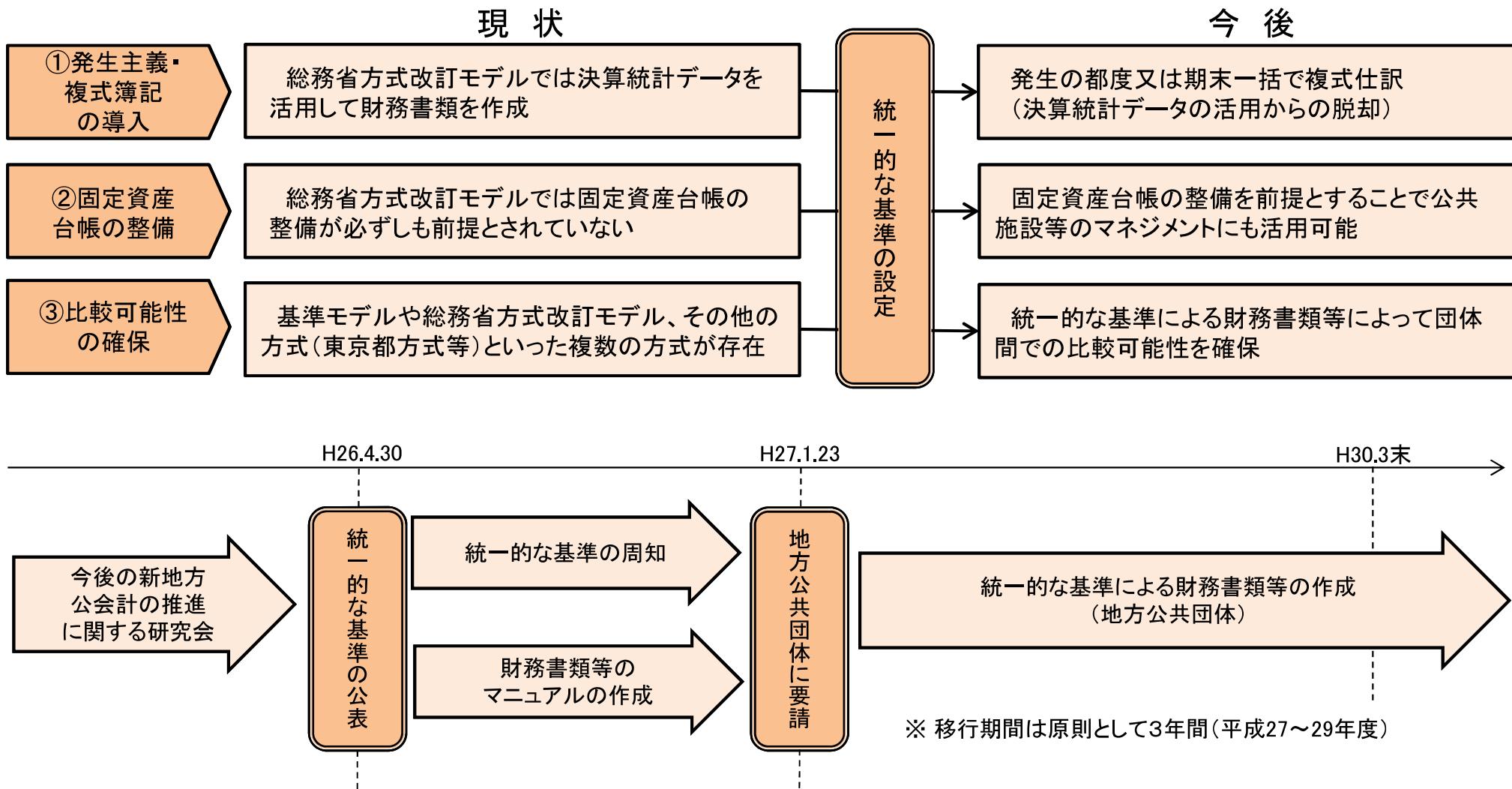
転用の取組例(地域活性化事業債)

廃校となった小学校を、障がい児支援施設と生涯学習施設に転用することで有効活用



今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

➡ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

➡ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

地方公会計システムの整備・運用に係る経費について普通交付税措置（平成28年度～）

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置※（平成26～29年度）

➡ 地方交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

※措置率1/2（財政力補正あり）

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修をレベル別（基礎・ステップアップ）に実施する予定

➡ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- 複数の経営指標を組み合わせた分析
- 経年比較や他の地方公共団体等との比較



- 自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- 現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- 抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討
- 「経営戦略」の策定

を強力に後押し

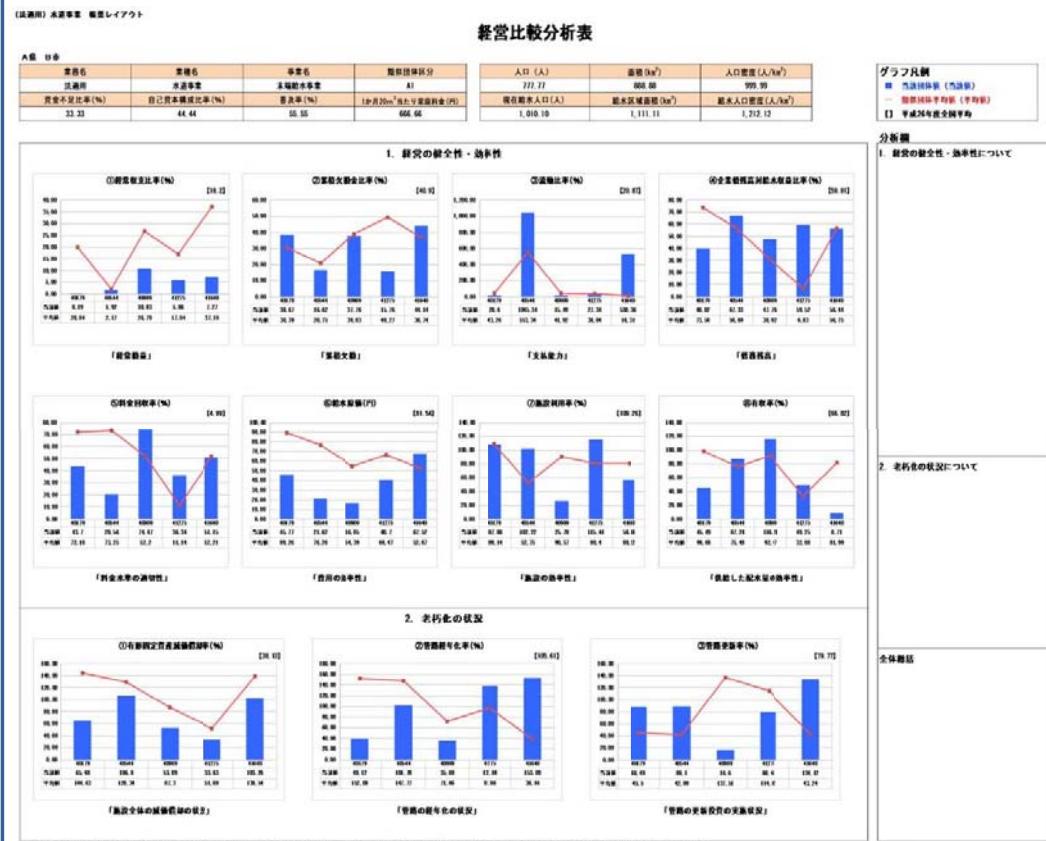
健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- 経営の健全性…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- 経営の効率性…料金回収率、給水原価、施設利用率等
- 老朽化の状況…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

→ さらに、廃止、民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加

誰もが比較検討しやすいイメージで公表



更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表

2016

2018

2020

集中改革期間

上・下水道事業
の公表(2016.2
予定)

・公表分野を順次、拡大
(毎年度、2~3事業を追加)

公営企業の
全面的な見える化
を強力に推進